

平成17年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成17年6月7日（火）午前9時開議

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第49号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
20番	山田隆義		

本日の会議に欠席した議員

19番 西岡一成

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書	記	広瀬照泰
書	記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、本日、市長より議案第49号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）が提出されておりますので、報告申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 議案第49号について（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、議案第49号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議案第49号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）についてを追加提案いたします。

平成17年度当初に土地取得事業特別会計を予算計上いたしました議案第36号につき、事件撤回請求を議会にて承認をいただきました。その後、種々検討の結果、給食センター用地を土地開発公社で先行取得いたしたく、公共用地取得費の債務負担行為期間の延長、並びに限度額の増額補正及び金融機関からの同公社の借入金に対する債務保証限度額を増額するものであります。また、一般会計から土地取得事業特別会計への繰出金 1,300万円につきましては、今回減額補正するのが本旨であります。9月に予定しております予算補正で未執行として減額補正したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 9 時05分

再開 午前 9 時31分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）を、会議規則第37条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思

ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第3 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

3番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番 若園五朗でございます。一般質問5問のうち、第1問について質問申し上げます。

堀越用地取得に伴う助役と堀越社長との経緯について質問に入らせていただきます。よろしくをお願いします。

質問内容、堀越用地取得に伴う助役と堀越社長との経緯について、助役に伺います。

堀越紡績からの土地売却に当たって、申し入れ内容はどのような内容であったか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、若園議員にお答えをさせていただきたいと思えます。

基本的には、経緯を話させていただくということで、その中身を御理解いただければと思えます。

堀越紡績用地取得に伴う経緯でございますけれども、一番最初に話がございましたのは平成15年の7月でございます。堀越の安田社長さんが来庁されまして、中身的には御承知かと思えますが、ハリヨが現在あそこの工場の中にございます。昭和56年の5月にまず崇南町の天然記念物に指定されております。そして、平成15年の11月に県指定の希少野生生物ということで県の指定を受けております。ということで、現実的には堀越さんとしては土地を売りたいという気持ちがございます。今後の管理とかが続くことを考える上で、何とか買い上げをお願い申し上げたいということで来庁され、その話をお聞きしたということでございます。それだけでよろしいですか、あとまたお話をさせていただきますけれども。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 助役が言われました、平成15年7月にということでございましたが、私たちの総務委員会の4月26日よりますと、15年7月8日に県から指定したということでござ

います。若干の日にちのずれはあるかと思いますが、そういうような経緯もございます。

その前に、市長にお伺いしたいんですが、今回の土地購入の担当者はだれに命じたか、お伺いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 堀越さんとの接触の窓口は政策推進課が担当課で、その全体の掌握指揮は助役をお願いをしたという経緯です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 先ほど助役の方から、平成15年7月に堀越社長が見えたという経緯がございますが、今回の堀越に伴い鑑定評価されていると思うんですが、いつ評価されたのか、年度を教えてください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 平成15年の11月1日を基準ということで、それぞれが不動産鑑定をするということで打ち合わせをいたしまして、平成15年の10月30日付で市側、堀越側は15年10月31日付でいたしております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今回の堀越の3万 1,000平米の取得に伴います用地について、一括で買うのか、あるいは分割で買うのか、その経緯について、社長はどのように言われたか、またそれに対して市の方はどのような対応をされたか、答弁を願います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 先ほどお話を申し上げましたように、平成15年の7月に堀越側から今のハリヨの問題を含めてお話をいただきましたので、それだけでとりあえず別れておりまして、その後、本市としてどうすべきかという模索検討をすることにいたしました。どういうふうにしたかといいますと、市長を含めまして私、そして政策推進課も含めまして検討を始めたわけでございます。

まず第1点としては、県指定の希少野生生物であると指定されたハリヨの保護と、憩いの場として、公園としての活用を図ることが必要ではないかということをもまず一つ考えました。

そして2番目といたしまして、合併による公の施設統合を図る必要があるし、老朽化している穂積町の給食センターを廃止して、またそれを統合して、効率的な給食センター建設を図る必要があるということでございます。その場所としては、今お話しいただいた堀越の位置は、ほぼ中央に当たりまして、条件としては適地ではないかということでございます。

それから三つ目といたしましては、ちょうどその位置に県道美江寺西結線が重里地内まで行

っておりますが、それが現在行き詰まりになっていることは御承知のとおりであると思います。将来を考えると、ちょうど堀越の北側に十七条の方へ抜ける道がございますが、それを西結線に本来結ぶと将来的なまちづくりとしてはいいのではないかとということで、本巢市へつなぐような広域的な市の基幹道路として用地を確保していくことがいいのではないかとということでございます。要は十九条地内の、今のサークルKがございますけど、そこから上へ上りまして、堀越地内を抜いて、できることなら岐阜巣南大野線まで結んで、交差点の位置まで行くということで、そのための用地を確保することが必要ではないかとということです。

そして、四つ目といたしましては、総合的に考えるという観点から、現在、牛牧地内は人口の増加地域でもございます。あわせて、牛牧保育園の老朽化というのは御承知かと思いますが、そういうものを含めて、用地は非常に手狭なために、建設場所も大変難しい状況にもございます。そんなことから、その場所的なこととして模索する必要があるのではないかとということです。

そのほかといたしまして、土地利用としては堀越用地はほぼ、御承知のとおり市の中心に位置するような場所でございますので、市の計画用地としては大変適地ではないかと相談しました。そしてもう一つは、これはそのときの話ですので、約3万8,000平米という広大な用地でございますので、土地区画としてもほぼ四角形でありますし、大変利用しやすい土地ではないかとということです。

6番目としましては、通常、公共用地の買収と申しますのは、当然相手方が複数になってきますし、納税猶予等のいろんな問題も含めて困難をきわめることが大変多くなることは御承知のとおりでございます。この場合、申し出があります堀越の場合については、相手方が一人であり、話がまとまるということであれば、まちづくりにとって有効な土地利用計画が立つのではないかとということです。

そして最悪の場合でも、7番目としまして、計画案が長期化する場合でありまして、企業の誘致等の用地としての活用が図れるということで、この場合でも市が主導権を持って優良な企業を選択することが可能であろうということでございます。

以上のような観点を模索いたしました中から、まちづくりを総合的に考えたときに、一括買い上げする方向で市側が打ち出してはどうかということでまとめまして、その結果を堀越の社長に伝えて、一括購入で考えたいがどうかという話を申し上げて、堀越側の安田社長としてはそれぞれ会社の役員、それからまた銀行とも相談しながら、その中で方向を決めていきたいという御返事をいただいたということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今回の経緯についての社長との買収等の話によりますと、当初は社長は分割でいいと。最終的に市の方、助役の方から一括で平成15年11月11日に提案があったという

ふうに確認していますが、当初、あくまでも社長の方は分割でもいい。最終的な判断で、市の方は一括で買いたいというような日にちも確認しているんですが、その点、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それにつきましては、当然、堀越としては広大な土地でございますので、分割して節税を図れたらということがございました。私どもの市としては、事業を起こすということ、分割していくということは、それぞれで事業は一括でしかあり得ないわけでございますので、分けますと大変節税対策も難しいのではないかという話もさせていただきました。それを経過しておりました中で、基本的には堀越側が分けるということ自体に、年数がかかっていくので、自分のところのリスク、要は金利の問題、いろんな問題がございますので、リスクもあるので、一括でいいですよということをお話を向こうからまとめていただいたという経緯でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 続きまして質問の内容を変えます。

平成16年2月10日、助役と広瀬幸四郎課長と社長で今後の土地取得について打ち合わせが進められました。そのときに一括という経緯があり、また平成16年6月21日、定例会、市長が議場内において堀越購入についての表明をされて、それに伴って堀越社長の役員会、平成16年7月15日、一連の助役との対応で、一括了承したいということで役員会にかけられまして、了承を得られたと聞いております。

その時点をもって、社長は倉庫、岐センにつき 370万入ってくる金額、年間 4,300万返ってくる契約につきまして、助役の一連の回答をもちまして、本年5月末をもって明け渡すよう手続をとられたものでございます。もちろんウエスタンにおかれても、きょう現在でございますけれども、17年6月末をもって閉鎖するというようなチラシもございます。

それはあくまでも一連の堀越の会社内の内容と助役の回答によっての社内整理の契約解除がされている経緯でございます。

続きまして、畑屋製作所の南の土地について、助役にお伺いします。

この土地につきましては、平成16年9月、瑞穂市内のある社長が市の方へお伺いされまして、一連の堀越が一括で買う話に伴いまして内容変更といいますが、先に取得したいという売買交渉を、5,840平米は聞いておるんですが、その内容を聞かれているかどうか確認します。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） まず畑屋製作所と堀越の売買の件でございますけれども、これにつきましては、16年の12月だと思っておりますけれども、畑屋製作所ということで来庁されました。要は畑屋製作所の社長さんから工場用地として買収したい旨の直接の要望がございました。私どもと

しては、それを含めて一括で買うという話をずっとしてまいりましたので、執行部の中で協議しましたけれども、部分的には、形状としては畑屋製作所の工場用地としてもちょうど欲しいところであろうし、市も一括という話でやってきましたので、その部分を当然工業導入地域でもありますので、畑屋さんが買っていただくということは市としてはそんなに構うことでもないし、いいのではないかとというような相談をいたしまして、まずその経過について堀越の方の社長さんに市側から、畑屋さんがお見えになって買いたいということでありましたので、私の方としては、今話したように、部分的にまとめていただければということでお話をさせていただきました。

ところが、実際、堀越の社長の返事は、そんな話は聞いておらんし、一番最初的时候には要らんということだし、心配せんでもいいという話でございました。ところが、両者に誤解やら行き違いがございまして、全くそんな話にはなってございませんでした。私どもとしては、畑屋製作所さんが買いたいということであれば、市側としては協議をいたしましたけれども、問題がないので、両者間で直接交渉してもらえばいいのではないかと方向を出しまして、堀越さんにも話をさせていただいて、そちら側で直接交渉いただければ、その部分についてはいいのではないかと市としては思っておりますということでございます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 平成16年12月と助役は言われましたが、平成16年12月18日、社長と会われまして契約の旨を伝えられたというふうに確認しております。その後、5,840平米の所有権移転は同年、16年12月27日に所有権移転の登記がされております。それは登記済書で確認しております。

先ほどの畑屋製作所と堀越の5,840平米の契約成立をしたことについて、何日に助役は市長に報告されたか。すぐその来庁された16年12月18日に助役は市長に伝達されたか、確認します。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 今若園議員がおっしゃった日にちに私としては聞いておりません。実際は正月明けてから報告をいただいたというふうに記憶をしております。というのは、お話をされておりますので、私どもがどうこうとちゃちを入れるという中身ではございませんでしたので、まとめればどんな話になったのか、ただ成り行きとして、先ほども話しましたように、畑屋さんとの話というのは食い違いもございましたので、そのあたりがうまくいったのかという思いでございましたので、一々詮索もしなかつたし、結果として、私、今記憶の中では、1月になってから市長には報告をしたという記憶でございまして。というのは、今言いましたことで、堀越の社長さんから正式に、口頭ですけれどもお聞きしたのは、正月明けてからでございます。結果として、契約が12月27日ということで、12月の一番末でございますので、それが契約であ

ったということですので、結果として後からそれはわかったという思いでございます。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 市長にお伺いしたいんですが、今回の一連の予算計上に伴う予算査定は1月以降に行われたかと思うんですが、市長査定にはだれが参加されたのか、お伺いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 予算査定は、執行部といたしまして私と助役が審査いたします。それから事務局といたしまして、財政課が同席します。それであとは、査定を受ける担当課が説明をするというシステムで議論しております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 一連の内容につきまして市長は聞かれたと思うんですけども、今回の畑屋製作所へ売った土地について、なぜチェックできなかったか、その点お伺いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 市の用地全体を買いに行こうということを確認するか認めんかということで、私はそれぞれ一つ一つの事業についてやるかやらんかということを確認では見ておりますので、細かい一つ一つのどの部分のお金が幾らであるとか、そんなところは担当の方でそれなりに積み上げてきておるといふふうに判断しております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 一連の堀越用地取得に伴う鑑定評価、平成15年10月30日にされまして、今回の予算計上され、継続審査になったいろいろ経緯がございますけれども、私が考えておるには、市長と助役にお伺いしたいんですけども、本来、予算を計上するに当たり、議会との事前の打ち合わせがある時点で必要であったかと思うわけでございます。

一連の金額、当初予算12億 1,400万、面積3万 8,504平米という、実際には財産が一部転売されている金額も予算計上した経緯について、そして今回の不動産鑑定を入れた日付、平成15年10月30日ということは、今は平成17年でございます。執行部の事務方においては手続がどんどん進みまして、議会側として正式に聞いたのは予算提案の3月時点でございます。今回、議会との二元制という中で、事務的にはどんどん進んでおって、最終的な議会調整もないまま流れているということについて、私は議会として非常に残念に思います。

これについては、以上の経緯と私の考えのまとめでございます。今回の最終的な面積は、その部分を引いた3万 1,000幾らになると思いますけれども、その適正な面積と価格が出るべき

じゃなかったかというふうに考えます。

以上で、堀越の一般質問を終わらせていただきます。

2番、行政財産、普通財産の未利用地について、助役にお伺いします。

行政財産の宅地ですね。古橋南区の元町民プール、元巢南勤労者体育センターの跡地 2,890 平米でございますが、その土地と南ふれあい広場の西の 1.2ヘクタールの土地利用の件についてお伺いします。

市としては、この土地利用について、今後どう対応されるのかお伺いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 南ふれの隣地、これは南ふれは公園用地としてもちょっと手狭かと思えますので、私は南ふれの整備で拡張していきたいと、こういうふうに思っております。

それからプールの跡地をどう使うかということは、もう少し慎重に考えなきゃいけないと思っておりますので、現在ではどういうふうに使おうかという、自分自身としては考え方は整理しておりません。ただ、あの地域の皆さんで有効に使っていただく方法は何がいいんだろうかということは、それなりに考えていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 大変明確な答弁をありがとうございました。

総務部長にお伺いしますが、今回の財産台帳のあり方でございますけれども、その事務上については事務方の手続になるかと思うんです。例えば今回、この元町民プールの財産は現在教育委員会の所管でございます。現在、あのような形で未利用地になっているんですけれども、事務的に本来使っている財産は行政財産で教育委員会で使っていただく。あのような未利用の土地につきましては、すべて総務課で管理すべきだと私は思います。再度言いますけれども、今回、そういう未利用の財産につきましては、行政財産はあくまでも各所管が運用している財産だというふうに私は解釈しています。今回の行政財産の管理台帳の整理と、例えば駐車、あるいは普通財産の目的のあるものについてはすべて総括の総務課でいいんですけれども、確認しますと、教育委員会の方に所管があるということですが、今後そういう財産台帳の整理をされるかどうか確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、将来、その土地について目的に沿って財政課で所管しております普通財産として方向づけをしてみたい。あくまでも目的に沿ってということで御理解をお願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五朗君） 管理台帳は、今後どんどん整理されるということでございますが、ありがとうございます。

続きまして、普通財産（農地）未利用地について助役にお伺いします。

先ほど全協の中である議員から、土地開発公社と市の財産の管理運用、所有権等についての意見がございましたが、旧巢南地区の財産で土地開発公社が買った18筆があると思います。面積は1万916平米ということでございますが、本来、一連の土地取得については土地開発公社、あるいは公共用地先得事業で買って、それがその目的で使われるのが本意だと思いますが、今回の、先ほど市長が言われた中で、一部市の財産に移っているというような御説明もありましたが、一連の土地の瑞穂市の財産になっている経緯について御説明をお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 現在、普通財産として未利用地が多々あるわけでございますけれども、御指摘がございましたように、当初、事業の目的で取得されたものが、計画の変更だとか、社会情勢によってその計画変更を余儀なくさせられたといったものでございますが、現在、普通財産としてそれぞれの土地を掌握しておりますけれども、以前、行政財産であったもので普通財産になっておるものという御指摘でございますけれども、その点についてはちょっと掌握しておりません。改めて掌握してまいりたいと思います。現在持っております未利用地につきましては、改めて行政財産として利用が可能かどうかということを一筆ごとに、一筆といえますか、その土地ごとに吟味をいたしまして方向づけをしてまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今回の土地取得の一番の問題は、事務手続上の書類はあくまでも首長なり担当者の書類申請で税務協議をかけ5,000万円控除、そして所有権移転する行為でございます。今回の土地開発公社が取得する財産で一番問題なのは、その財産を取得するときの単価、それはそれなりの当時の事務的な手続なんですけれども、その目的に反する行為、つまり本来公園にする、何々にするという目的で買っておきながら、現在農地でありながら瑞穂市が持っている。そのときの巢南町時代の町長であった助役、登記簿を調べますと、平成15年5月1日現在で市の方に登記変更されておりますけれども、今回、その財産を一般会計に組み入れた経緯について確認したいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 土地開発公社の部分につきましては、ちょっと質問がよくわからないんですけれども、先ほども説明を勉強会でもいたしましたように、合併で巢南町として残っておった部分につきましては、巢南町としてはできるだけ処理をきちっとしたいということで、急いでやってきましたけど、どうしても金の関係で残った部分がありました。それを早く処理

をしていただけるということで、市に合併いたしまして、その時点で市の方へ買い上げをしておるといふことで、市の財産に切りかわっておるといふことで、現在は前も説明しましたように、旧町時代のものは今現在は残っていないということでございます。そういうふうで、合併と同時に買い上げていただいて、そして今現在は瑞穂市の財産として持たせていただいておりますということでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今回の6月広報にも財産の一覧表が出ておりました。現在の普通財産の農地については5万8,000平米ということで、助役の答弁について、まだちょっと不明な点がございますので、再度確認したいと思うんですけども、そのようなことで、今回の普通財産の農地については、一部、現在ある土地につきまして売買、あるいは払い下げというようなことを聞いていますが、今回、農業委員会にゆだねるわけでございますけれども、一連の経緯について、どういう目的で、どう買って、どう対応しているかという結論が出ないまま、しっかりスタートラインの目的、そしていつ土地開発公社から市の方へ買った、その目的に対して目的利用に反するものについての財産処分については安易に、農業委員会で協議しているということを知りましたけれども、やぶへびといいますが、誤解を招くことになってしまいますので、慎重に財産扱いをしてもらいたいと思いますが、その点はどのようなお考えですか、助役、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 合併する前の町につきましては、それぞれ先代、先々代ということになりますけれども、私の時点で買っておるといふのはほとんど少ないと思いますけれども、現在はこういうふうを考えております。要は合併をいたしましたので、合併をした時点で市の財産として持つわけでございますので、今後、まちづくりを考える上で再度、本来どういう土地利用をすべきかということを検討して、その中で普通財産、行政財産というところを、農業委員会にも御理解を賜りながら進めさせていただいて、今後の方向づけをしていきたいというのが現在の思いでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 予算、決算及び財産につきましては議会の承認でございますので、最終的に事務段階で農業委員会等で調整はいいんですけども、ただ財産が移った段階で議会報告はしないようお願いしたいんですが、それを確認しておきます。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 当然、処分については御指摘のように議会の方に諮らせていただいている

くというものでございますので、進めさせていただきたいと、そういうふうにお願いします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） ありがとうございました。

質問内容 3 番でございますが、市長にお伺いしたいんですが、粗大ごみの中間破砕施設整備計画につきまして、平成17年第 1 回もとす広域連合定例会におきまして、広域連合長は粗大ごみの中間破砕施設はそれぞれの自治体の考え方を伺いながら、最善の方法を模索しながら行くと、私が一般質問したところ、このような回答をいただいております。

また、さきの瑞穂市の総務委員会においては、粗大ごみの中間破砕施設につきましては広域で考えるというような説明を受けたように思うんですが、粗大ごみの中間破砕処理施設の市長の考え方は、将来、広域で行かれるのか、単独で行かれるか、お伺いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 粗大の問題につきましては、今のお話を聞いていて、私がまるきり矛盾しているようなことを申し上げているように思われますけれども、連合の立場で粗大をどう考えるかということについては、それぞれの構成自治体のお考えによっておやりくださいと、こういうことを申し上げたわけでございます。というのは、それぞれの自治体にはそれぞれの事情がございますので、それを一つの物差しでくるとというのは非常に難しいと判断したわけです。それじゃあ瑞穂市はどう考えるかということでお答えしたのが、私は粗大の問題は一瑞穂市だけで対応するということは非常に難しいから、チームを組める自治体があれば、そういうところとタイアップしていろんな対策を考えていきたいということで申し上げたわけでございます。

現段階におきましてどう考えておるかという点がもう一つあるかと思っておりますけれども、その点につきましては、いろいろと協議をしております相手もありますけれども、そのあたりの最終的な方向づけというものが出てくるまで、ちょっと控えさせていただきたいと、このように思います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今回の私の質問の趣旨は、今現在、広域連合長は松野市長でございますので、中間処理施設の破砕施設を現在単独でやっている市町もでございます。最終的に市町村の構成団体がどう考えていくかによって今後肉づけされると思うわけでございますけれども、一部、聞いたところによりますと、本巢市内で関連する土地で考えておるということをお聞きしたので、その内容について、あくまでも関係公益団体、市町村と順序を踏んだ形で対応をお願いしたいと。一部、本巢市内の市長の関連する土地ということも聞いておりますので、そうい

うことに絡みまして質問をさせていただきました。そういう考えが、将来もし出た場合、あるのかないのか、確認したいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 粗大の処理につきましては、瑞穂市内で処理するということにしましても、あくまでも中間処理までしかできないわけでございます。だから、最終処理まで考えていく場合には、端的なことを申し上げて、市単独では難しいというふうに思っております。そういう意味で、うちのごみに対しても協力していただけたところがあれば、条件によってはお願いしていきたいと、このように思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 再度繰り返しますが、そういう土地に関する絡みについては慎重に、今までも慎重にやってみえますけれども、慎重にお願いします。

質問 4 番でございますけれども、総務部長にお伺いします。

瑞穂市職員給与のラスパイレスは88.6%ということで、国の基準より下がっておりまして、新聞によりますと7%、要するに人事院勧告で全体的に下げるといような報道もございました。今回、旧巢南と旧穂積町が合併したおかげで、職員給与の是正を考えてみるかどうか。合併して、瑞穂市のラスパイレスが下がった理由、あるいは両町の補職名ごとの年齢比較はどうか。今後、どのような手当をされるか、その点を簡単に御説明願います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの、大きく絞りました3点でございますけれども、合併して瑞穂市の指数が下がった理由でございますけれども、分析の結果では、平成15年との比較で、合併前の穂積・巢南の職員の構成の変動とか、そして定昇率、そういったものの相違がございますし、特昇の相違点、そういったものがマイナスの要因になっているのではないかとこのように考えております。

ラスパイレス指数といいますのは、団体間の職員構成が異なるとなると、ただ単純な比較はその実態をあらわさないというふうに言われております。これは、職種別とか年齢別とか地位別、そういった要因があるということでございます。この近隣市町はどうかということで調査をいたしましたら、ほとんどの市町の数値が下がっているという結果でございます。

そして2点目の、旧穂積町職員と旧巢南町職員の補職名ごとの平均年齢の比較ということで御質問をいただいております。データの今どうなっているかということをお説明申し上げたいと思います。

一般行政職だけを申し上げますと、まず2級の職員、補職名主事でございますけれども、旧穂積町職員が10名、平均年齢が29.3歳ということでございますし、旧巢南町職員が4名おりま

して、平均年齢が27歳ということでございます。そして3級の職員、主任でございますけれども、旧穂積町職員が24名で32.3歳、そして旧巢南町職員が19人おりまして、33.3歳。そして4級の職員でございますけれども、主査級で穂積町職員が43人で平均年齢が38歳、旧巢南町職員が7名で45.7歳、5級の職員でございますけれども、これは主任主査と課長補佐の補職名でございます。主任主査が16名で43.9歳、旧巢南町職員が12名で48.4歳、課長補佐級でございますけれども、旧穂積町職員が12名で45歳、巢南町職員が5名で51.4歳、そして6級の職員でございますけれども、これは総括課長補佐でございます。旧穂積町職員が15名で51.3歳、旧巢南町職員が2名で50歳、そして7級の職員は課長級でございますけれども、穂積町職員が15名で54.3歳、旧巢南町職員が6名で55歳、8級は部長、そして総括課長級でございますけれども、旧穂積町職員が5名で58歳、旧巢南町職員が3名で56.7歳というようなデータでございます。これは、そのほかに保育士だとか、そして医療職の職員、単労の職員もございますので、今申し上げたのは一般行政職だけということで御理解をお願いいたします。

そして、3点目に御質問いただいておりますラスパイレスの数値を上げる方策ということでございますけれども、市といたしましてはすべて人事院勧告に基づきまして、市の条例・規則に沿って昇給・昇格の運用を行っております。ラスパイレス指数と申しますのは、基準に基づいて運用された結果の数字であるというような認識をいたしております。

現在、先ほども御指摘ございましたように、国家公務員の給与全体を7%カットするというような動きがございます。さらに行財政運営上、歳出の削減のために職員給与の見直しが求められているというのも事実でございます。そうした状況をしんしゃくしながら、瑞穂市の職員給与も位置づけられてくるというふうに考えております。当然でございますけれども、国の水準が下がってくれば当市の指数も変わってくるということでございます。今後、また的確な運用を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 懇切丁寧な説明をありがとうございました。

条例によりますと、特昇は5%以内の給与是正ということで、今年度はその給与システムということで1,000万ほどの予算計上がされ、データ整理されるということで、非常に職員、あるいは皆さんの、私の方の議会側で質問している内容について、よりよい方向に向かうかと思えます。

今回、平成17年5月26日の新聞によりますと、国の人事院は、一つは成績で差をつける、もう一つはボーナスにおいて勤務実績が反映されるということ、今もやってみえますけれども、また重要視されるというような勧告内容も出ておりました。

旧穂積と旧巢南との給与運用につきましては、いろいろ事情があって差があると思いますが、

一つの調整統一を図られ、職員がよりよく職場の仕事ができますよう、条例の範囲内で将来に向けて調整措置を講ずることが必要ですし、総務部長もそのように考えてみえますので、今後とも対応をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

最後になりますが、質問5番、信号機の設置計画につきまして、総務部長と都市整備部長にお伺いします。

平成16年度の北方署のワースト10は、瑞穂市内は8件、全体で10あるうちで8件ということで非常に多くございます。また、交通事故件数も257件ということでございます。穂積大橋西詰交差点とかヤナゲンFAL北交差点、あるいは朝日大学入り口交差点等、非常に危険箇所がございますが、今回の17年度の信号機設置計画要望はどのようになっているか、総務部長、回答をお願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいま御質問いただきました平成17年度の設置要望箇所でございますけれども、平成17年度はぐっと絞りまして6カ所、要望が出ております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今現在、公安の方で6カ所お願いしてあるということでございますけれども、具体的に旧本巣郡内といいますか、本巣市、北方町、瑞穂市内で年間どのような件数で予定されるのか、お伺いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でありますけれども、郡内の本巣市、北方町の状況は、大変申しわけございませんけど掌握しておりません。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 17年度の信号機設置要望箇所一覧表でございますが、一番頻繁に交通事故等が発生してある、あるいは計画のあるところについての要望が出ているかと思えます。瑞穂市の犀川堤外地の土地区画整理事業地内、あるいは祖父江の中川西交差点等でございますが、現在10カ所ある中で、17年度は瑞穂市はちょっと聞き間違えましたが1カ所か2カ所か、今のところはまだ予定はないかどうか、再度確認します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私どもは先ほど6カ所申請がしてあるということをお知らせしましたが、御承知をいただいておりますように、北方警察署管内で信号機の設置が可能なのは2カ所から3カ所しか設置されない。予算の関係でそうっておるんだらうと認識しておりますけれども、そのうち何カ所が瑞穂市に該当するかというのは、これから公安委員会の方で検

討されるということでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） ありがとうございます。

そういう要望箇所も10カ所、今現在6カ所出しており、17年度中は北方署におきましては2カ所から3カ所ということでございますので、再度また瑞穂市の方に設置されるよう強く強くお願いを要請します。

都市整備部長にお伺いしたいんですが、今回、一連の信号機要望箇所について、総務課と協議されているところですが、信号機の整備が予想されるところについての、例えば交差点の利用度といいますか、その対策というのは考えてみえるか。そうか、信号機、今現在瑞穂市では10カ所ということですが、その10カ所の交差点の信号機の計画のあるところについての担当課としての用地の確保、セットバック、その辺の対応がどのようになっているかお伺いします。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） 信号機設置につきましては、路線の性格、要するに交通量とか、特に重要交差点等につきましては、整備計画の段階で用地等の取得も考えております。

あと、現行の交差点の範囲内で危険が多いということにつきましては、当然公安委員会と協議しながら、必要な用地を随時買っていくということで、総務部と連携をとって行っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今後、そういう信号機等の設置箇所につきましては、十分交差点の用地確保等、信号機の要望の出ている箇所につきましては重点的にその対応をよろしくお願いしたいと思いますし、総務部長におかれましては最大に信号機がつかますよう、関係機関への働きかけをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、平成17年第2回の若園五郎の一般質問を終わります。

今回の一連の質問に対しまして、市長を初め助役、関係部長等、大変前向きな資料提供、そしていろいろ内容調査いただきましてありがとうございました。

私、今回5点質問した内容につきましては、あくまでも執行部と議会がお互いの立場を理解しながら前向きに進めるということの質問内容でございます。個人的に攻撃するということなく、今の状態をどうするかというのが私の課題でございますので、自分を振り返ればだれでも短所・長所はあり、失敗もありますので、ただ攻撃しておるわけではございませんので、その点十分御理解をいただきまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君の発言を許します。

篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 会派翔の会所属、篠田 徹。ただいまより一般質問をさせていただきます。

一般質問をするに先立ちまして、私ごとで恐縮ですが、過日、京都府の丹後半島にある伊根という町に行ってまいりました。そこには、伊根湾に沿って海面すれすれにずらりと建ち並んだ舟屋があり、全国でも珍しく、その景色は伊根町独自の詩情を漂わせていました。1階は舟揚げ場、舟の格納庫、物置き、作業場として、2階は客室、民宿など二次的な生活の場として活用されていました。最近では漁船の大型化が進み、舟屋と漁船のバランスが崩れ、舟屋に入ることができなくなって海に舟を浮かべていますが、舟屋は伊根の漁民にとって今後も欠くことのできない生活の基盤です。また、個々の舟屋だけでなく、伊根の舟屋の集落の存在はその景観とともに重要な文化財としての価値を持ち、深い意義を持っているように感じられました。私は、伊根町の町並み、道路などを見ながら感じましたことは、道路一つをとらえれば乗用車のすれ違いにお互いが譲り合いながら、やっと行き違いができるといった様子でしたが、他県のナンバーの車もそこに住む人たちも皆さんが譲り合いながら通行していく様子を見てると、ほのぼのとした感じを受けました。このことが、伊根町のよさを醸し出す一つであるのならば、年間に観光客が26万 1,000人も訪れているこのまちのよさがわかるような気がいたしました。

さて、前置きは長くなりましたが、今回、私は4点の質問をさせていただきます。

まず1点目として瑞穂市の面整備について、2点目として駅南側の整備について、3点目として学校施設について、4点目として指定管理者制度について、以上の質問をさせていただきます。

質問席の方に移らせていただきます。

市長に質問いたします。

瑞穂市の面整備はということで、北方多度線の整備も間もなく終わり、交通の利便性がますます高くなると予測されますが、その結果、単に人が通過するだけの瑞穂市でよいのか、滞留できるまちづくりを考えておられるのか、今後のまちづくりの施策の考え方をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まちづくりの基本についてどう考えているかというお話ですけれども、今の伊根のお話、あそこはテレビの朝ドラで何のあれだったかに使われましたですね。非常にいいところだと思います。

私は、瑞穂市の非常に大事な点は何かということ、ここに住んでいる人たちの便利さ、豊かさも大事でしょうけれども、それと同時に周りのいろんな方と交流、触れ合いのできる場という

ものを構築していくことが非常に大事だと、こんなふうに思います。そういう意味で、瑞穂市へ訪れてくれる人たちをどういう形で誘導をかけるかというか、瑞穂市の魅力というものを何でつくっていくかということが一つの大きなテーマかと思います。

いろんな機会におしゃべりしておりますけれども、どこにでもあるシステムでは、同じ土俵での魅力というか、共通の点の争いということになります。ですから、瑞穂市にしかないものをどう育てていくかということが一番大事かと思っておりますが、その場合に私が一番思いますことは、水を一つの基本にした豊かな自然ではないだろうか、こんなふうに思います。

それで、穂積駅への北方多度線が今度開通したり何かして乗り入れということで、たくさんの方が乗降客としてふえると思いますけれども、基本的にはまちの魅力に対して瑞穂市を訪れてくれる人、また瑞穂市に住みたいと思う人をふやすということ、駅で言いますと乗る駅ではなくておりる駅にしなければいけない。おりる駅というのは、瑞穂市に魅力があってみんながおりてくるわけですので、まちの魅力をどうつくっていくかということになるかと思います。

そういう意味で、私は基本的に先ほど申し上げましたように、駅の周辺だけをどうするかということじゃなしに、まち全体としての魅力をどうつくり上げていくか。その中で一番ポイントになるのは、水の生かし方だと思っております。瑞穂市の全面積の約20%が河川敷でございます。この河川敷を魅力のある土地としてフルに活用するということが一番大切だと、このように認識しております。

#### 〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） どうも市長、ありがとうございました。まさしく市長がおっしゃられるように、おりる人がふえる駅、瑞穂市のあるべき姿じゃないかと思っております。

いま一度、市長にお尋ねするんですけれども、具体的に瑞穂市の全面積の20%が水辺であると。この水辺を活用してということをおっしゃられましたけれども、具体的にはどのようなことをお考えであられるのか。もしお考えがあれば、お話をいただきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは皆さんに何が一番魅力かと。私の趣味だけであってははいけませんので、その辺をいろいろと議論をぜひしていただきたいと思えますけれども、現在具体的な形で計画が進んでおるものとしましては、犀川の遊水地を利用しての水辺の楽校という計画を、国土交通省が採択してくれました。これがことし、いよいよ調査に入りまして、数年で完成すると思っております。私は、実は担当ポジションに指示しておりますことは、当然今年度基本調査で、水辺の楽校の調査をするわけですけれども、犀川遊水地全面積で、今申し上げました河川に相当する部分というのは約20万坪あるわけですけれども、そのうち水辺の楽校という形で整備されていく部分は一部分だと思います。ですから、残りの地域をどういうふうに整備し

ていくことがいいのかということも同時に調査をしたらどうかと。そのあたりが全体の中で、20万坪を対象にした犀川の遊水地の生かし方の手法を検討するということによって指示をしております。これがまず一つだと思っております。

それから、昔からのいろんな関係がありまして非常に難しくおくれしておりますけれども、天王川の遊水地をどう整備していくかということも一つの課題かと思っております。

それから、一番私が魅力を感じておりますのが、実は長護寺川なんです。これは水源が瑞穂市の中にあるんです。ですから、水源からすべて瑞穂市の判断で管理ができるということですので、この長護寺川の持っている自然というものを大事にして、魅力をつくり上げていくことができないだろうか。ほかの五六、犀川という河川は上流の水源が他の自治体でございますので、失礼なことを言うといけませんけれども、例えば五六川を幾らきれいにしようといっても、上からごみを流してくれれば何ともなりません。そのごみの対策は手が打てんというようなことなんですけれども、長護寺川の場合はそれが根底からやれますので、私はむしろ一つの川として見た場合には、長護寺川が非常に魅力を造成することができる可能性のある川だろうと、こんなことも考えております。

いずれにいたしましても、一本一本それぞれの川に特徴がありますので、それぞれの川の持ち味を工夫してつくり出し、そして川と川とをつないだ形で自由に散策できるような絵をかいていったら、いやしの場として、また楽しむ場として、いろんな方に訪れていただくこともできるし、また住む人たちも楽しい時間が過ごせるのではないかと、そんな勝手な夢を描いております。

#### 〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ありがとうございます。今の市長のお話の中に、川3本、代表的なところで犀川遊水地、長護寺川、天王川の遊水地、これを利用しておのおの面整備等考えていきたいという御意見を伺いまして、私の思いましたのは、せんだって新聞に発表がありましたが、ある民間団体が市長に瑞穂市活性化のための提言というものを持ってきたことがありましたように、一つ事をなすときには、行政主導ばかりではなく、いろんな民間の方々、各種団体の御意見を取り入れながら、協調・協働の中でやっていく。今まで過去においては行政主導であり、そこに市民の方々がついてくる追従型であったかもしれませんが、今後はともにまちを考えて進めていく時代が来ておるんじゃないかというふうに私は考えておりますので、今後ともよろしく御配慮をお願いいたします。

1点目の質問を終わらせていただきまして、2点目、駅南側の整備について、中島調整監にお尋ね申し上げます。

駅南のバスターミナルを利用するようになって3ヵ月が経過いたしました。ターミナルが

ら駅までの一般県道穂積停車場線の歩道幅が非常に狭く、雨降りなどは傘を差してすれ違いがしにくいような状況にあります。また、東西道路との交差各所には横断歩道がない現実があります。以上のようなことから、安全確保が十分ではないように見受けられますが、今後の整備計画の予定をお教えてください。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 初めてですので、胸がドキドキしますが、よろしく願います。

駅南側の安全対策についてお答えします。

現在、本区間については両側に歩道があるもの、植樹帯のため歩道幅員が狭く、また構造がマウンドアップ形式になっているため、東西道路や取り入れ口で段差がついており、歩行者や自転車通勤者にとって利用しにくい状態となっております。よって、この状態を改善し、安全で快適な歩行者空間を再整備するため、本年度より県施行による公共事業が実施されることになりました。

瑞穂市は、平成15年3月に段差の解消や誘導ブロックの設置など歩行空間のバリアフリー化を目的とした駅周辺の交通バリアフリー基本構想を策定しており、これと整合性のある事業でもあります。本事業全体計画は、駅前から市道T字交差点までの延長約480メートルの両側歩道について、段差解消のための歩道の再整備と車道の舗装、歩道幅員を広げるための植樹帯の縮小や撤去、歩道照明灯、排水溝の設置を行うものです。現在、発注のための準備を進めている状況であり、7月中には着工できるようにお願いしているところでございます。

全体の工事予定年度は約3年と聞いておりますが、駅前の車や人通りの多いところであり、朝夕の渋滞等を考慮すると、本箇所のように早急に整備が必要な区間は本年度重点的に整備を行ってもらえるよう、県と調整中であります。工事期間中は、地域の住民の方や通勤客の方に交通規制等で御迷惑をおかけすることが予想されるため、事前に地元自治会と十分協議し、極力円滑に工事が進むよう対応を考えていきますので、御理解、御協力をお願いします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 中島調整監、どうもありがとうございました。

県と瑞穂市との調整役として、多々お願いしたり、御無理をお願いすることが多いかと思いますが、今後ともよろしく願います。早速ではございますが、今報告なされました内容に、もう一、二点お伺いしたいことがありますので、よろしく願います。

今現在、歩道上は自転車の通行が禁止されておるかと思うんですけど、今後マウンドアップを解消したときに、歩道、自転車道、車道という考え方でやるのか、歩道の中に自転車を通行可とするように考えられるのか。あるいは今あそこの駅前の街路灯なんですけれど、深夜遅

い時間に、終電車が過ぎた後の時間になろうかと思えますけれど、街路灯が大分薄暗くなるというか、切られておるような現状じゃないかと思うんですけれど、これをどのように考えられるのか。また、歩道と車道間のマウンドアップを解消するというのを今お話になられたと思うんですけれど、そうしますと、車道面とフラットになろうかと思うんですが、この区域境ですね。ガードレールの設置、ガードロープの設置、いろいろなことがあるかと思えますけれど、ここ各種いろんな駐車場、あるいは路地等がもうございまして、なかなか厳しい状況にあるんじゃないかと思われるんですけれど、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今御質問のありました3点につきまして、お答えさせていただきます。

まず自転車と歩道、車との通行の関係でございますが、現在、歩道幅員が狭く、自転車は歩道をなかなか走ることができず、車道へ出ることもございますが、再整備しますと、歩道の中をより安全に通行できるかと思いますので、自転車と歩行者、併用して通れるように整備していきたいと、そのようにお願いしていきたいと思っております。

それから街路灯の件でございますが、現在、歩道東側に既設の街路灯がございますが、いろいろ事情があるようで、夜間、電気を消しているという状況でございますけれど、今回、車のための照明でなく、歩行者用の照明を取り入れていきたいということで、周辺の住民の方にあまり迷惑にならないような形で照明等も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから3点目の、歩道と車道との境の件でございますが、現在、コンクリートの境界ブロックが設置されておりますが、フラットな状態になったときにも、この境界ブロックで境を設けていきたいと思っております。

なお、民地、駐車場等への入り口につきましては、現在あけている間隔のまま、現状を変更しないような形で再設置していきたい。その中でも必要な区間、特に交差点等につきましては、ガードパイプ等の安全対策も施していきたいと思っております。

それから先ほどの質問の中に漏れて申しわけありませんでしたが、横断歩道等の設置という件もございましたけれど、これは警察本部の関係もございますので、すぐに設置できるような状況ではございません。以前にも一度相談に行きましたけれど、難しいことも伺っておりますので、継続して検討して調整していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 調整監、ありがとうございました。

今言われましたように、瑞穂市の整備という部分に関しましては、本当にお願ひしなければ

ならない部分が多々あるかと思えます。また、駅南は瑞穂市の顔でございます。あそこが本当に整備をきちっとされておると、先ほど市長がおっしゃられました、駅をおりてみたいという人がまずもってふえるかもしれないと思えますので、よろしく御尽力お願いいたします。

以上をもって、2点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして3点目、教育長にお伺いいたします。学校施設についてでございます。

現在、瑞穂市においては、学校敷地内での喫煙が一切禁止されておりますが、市民の方々の施設利用時における管理はいかかなされてみえるのでしょうか。また、施設備品利用時に破損等があり、報告等のないときには、その補修をどのように行ってみえるのでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） まず学校開放時における喫煙の管理ということについてですが、学校開放に係る施設利用につきましては、毎年2月、施設利用に係る説明会を市内2会場、2日間にわたって実施をしております。この説明会の中で、議員御指摘のように学校施設が全面禁煙であることから、学校開放時の使用団体においても、そのことを周知徹底して禁煙に御協力をいただくようお願いをしております。

学校施設の維持管理についてでございますが、そういった場合の修繕については、教育総務課の方で担当しております。また、学校開放の貸出業務に係りましては、生涯学習課の方で行っております。

学校開放時の施設管理につきましては、先ほどの禁煙に係ることにかかわらず、施設利用説明会で相当細かくお願いしておりますので、利用に当たっては、利用される方々、いわゆる市民の方の責任と良識を期待しております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 教育長、御答弁ありがとうございました。

まさしく学校施設ということで、学童だけじゃなしに、市民の生涯学習の場ということで、その施設を適切に利用する、また破損等があったときにはきちっと連絡をして、関係各機関等に対応してもらおうということが大事なことはないかと思えます。ただ、現実を見ますと、施設開放の後に、利用時に喫煙があったり、飲食があったり、その始末をきちっとできていないので、食べ散らかしてあったり、たばこの吸い殻が落ちてあったり、この様子を朝早くに散歩をされる市民の方が見受けられたときに、学校の子供たちは何をやっておるんだと。学校の体育館の前にたばこが落ちておるじゃないか、食べ物のかすが食べ散らかしてあるじゃないか、学校の先生は一体何をやっておるんだというような苦情をよく聞きます。間々聞きますじゃございません、よく聞きます。本当にそうしたときに、やっぱり2月の説明会の折にはきちっと

説明され、相手も大人のことでありますので、自覚を持ってやられるのが当然のこととは思いますが、ややもすると横着になってしまい、それを忘れてしまい、そのような現状があるのも今の姿であります。であるとすれば、今、教育長がお話になられました教育総務課なり生涯学習課なりがきちっと現状を把握して、そういう団体等には注意するなり、指導して、気持ちよく皆さんの公共財産を使っていただくように願いたいと思います。

また、今お話しさせていただきましたごみ等が放置された折、これを今現在学校の先生方が拾って、市のごみ袋等に入れ廃棄をしておるわけなんです、過去におきましては、学校施設にある焼却炉等で焼却をいたしておりました。しかし、今現在は1997年10月に文部省、今の文部科学省かと思うんですけど、ここから各都道府県の教育委員会に通知をいたしましたごみ焼却炉の全廃を原則とするというようなお話で、穂積町・巢南町においても焼却炉の使用を差し控えた経緯があるかと思いますが、この焼却炉、いまだにそのまま各学校施設に放置してあるのが現実だと確認しております。この焼却炉の撤去をどのようにお考えになってみえるのか、教育長、答弁をよろしく願います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今2点あったかと思いますが、まず1点目にかかわってのことでございます。先ほどの続きということになります、市民の方々のあまりよくない姿で学校が批判されるというような事態、これは一面から言うと悲しいことだと思います。そういった点では、先ほど申しましたように、一般市民、社会人でございますので禁煙場所における姿、私も学校では一回もたばこは吸いませんけど、常にこういうエチケット何とかを持っている、やっぱり一般市民の方の良識だろうと思うんです。そういった点では、悪い人がいるから行政機関で何とかせよということよりも、私としては市民の方の良識に訴えていく取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから2点目の焼却炉にかかわってでございます。議員さん御指摘のとおりでございます。これは平成11年であったかと思いますが、焼却炉から発生するダイオキシンが大変問題になりまして、それ以後は学校ではこの焼却炉を使用しておりません。現在、この焼却炉、教育委員会の管下、幼稚園、中学校で全部で12個ございます。これはそのままになっております。ただ、使わなくなった時点で、灰等についてはきれいに撤去した姿になっております。この撤去に係りましては、実は焼却炉の規模と申しますが、一応私たちが扱っているのは小規模の焼却炉でございますけれど、この規模によって解体する場合には手続が要するというようなものもございます。そういった点では、「小型焼却炉の解体について」という文書が出ておりまして、解体に当たっては、そういった調査をある規模以上のものについては行うことと、またそれよりも小さいものについてもそれに準じてというようなことでございます。ですから、解体に当たっては調査が必要となります。と同時に、手続も必要となります。これもある一定規模以上は劣

働基準監督署の方へ解体の手続をするということでございます。

加えて、この解体には費用がかかります。実は、15年度の段階でうちの担当が解体に係る費用はどの程度になるかという、実は調査もしております。解体だけならば、大体1基、規模によって違いますが、8万円から12万円ぐらいで解体できます。ただ、今申し上げましたように、ダイオキシン等に係る調査ということになりますと、私が調べたところによりますと、普通の解体の10倍ではとまらない。何十倍という金額が必要になるということでございます。そういった点で、今教育委員会自身として、これをこれからどうするかということについては、ちょっとまだ方向を決めていないということでございます。ただ、ダイオキシン等心配でございますので、子供たちがそこへ近づいていけないといった指導は徹底していきたいというふうを考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今、教育長の方から御答弁いただきました。

まず1点目の生涯学習に係る部分でのお話については、市民の方の良識にお任せしたい、本当にそうあるのであれば最高だと思えるんですけど、適宜に教育委員会の担当部署の方が巡回等していただいて、啓蒙活動等をもう少ししてもらえると幸いかと私は感じております。

また、今の焼却炉の件なんですけれど、まさしく教育長がおっしゃられましたとおり、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策を講ずるために」というような難しい法律・法令等もできております。これ等で、やっぱり解体するときには事前調査をし、またこの解体をする作業員に当たっては、労働安全規則36条の第34項から36項の規定にのっとり云々とありますように、本当に難しいものでございます。実際のことを申しまして、各学校施設を見て回ったときに、焼却炉が屋外に露出しておるものと、大きく囲われておるもので、今現在のありようは全く違います。ある一部のところにかんがみますと、さびて朽ちて、中にある灰等が下の泥のところ溶け出しておるといふか、流れ出しておるといふような場所が見受けられるのも現実でございます。これに関しては、子供たちの健康・安全にかかわることでございますので、予算措置等も本当に厳しい中にあるかと思いますが、まず第一に子供たちの安全・安心を考えて、早急に補正予算等を組んでいただいて、このまま置いておいても、またいつか使えるよというようなめどがあるのであれば別かとも思いますが、今の状況をかんがみますと、これは撤去するしかないと考えられますので、教育委員会としてそのような方向づけをしていただいて、適切に処置を進めてほしいと思います。

以上をもって、3点目の質問を終わらせていただきます。

4点目、総務部長にお尋ねいたします。指定管理者制度についてでございます。

指定管理者制度にかかわって、旧法に基づき管理委託している施設については、引き続き外

部に管理をゆだねる場合には、改正法の施行日から3年以内の2006年9月1日に指定管理者制度に移行しなければならないとなっておりますが、瑞穂市については今度どのようにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

御指摘をいただきましたとおり、地方自治法の改正がございまして、従来の公共的団体等の管理委託制度にかわりまして、指定管理者制度に改正から3年以内に移行しなければならないということがございます。リミットが来年の9月1日ということがございます。市といたしましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、指定管理者制度の導入を現在検討いたしておりますところがございます。

市内には多くの公共施設がございますので、それぞれの施設の中で直営で行っていくのか、そして指定管理者制度を適用させるのか、それぞれ施設ごとの特異性もございますので、メリット・デメリットを十分調査・研究いたしまして選択をしまいたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 部長、ありがとうございました。

今の部長のお話を聞いておりますと、調査・研究を進めてということではあるんですけど、基本的には指定管理者制度を導入していく部分もあるというお話と承っておいてもよろしいでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） そのとおりで結構であります。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） といたしますと、先ほども部長がおっしゃられましたように、来年の9月に移行しなければならないということがございますと、ことしの12月議会、あるいは3月議会ぐらいまでに指定管理者制度を導入する施設の設置条例の改正、指定管理者の指定議案の議決等、議会の諮り事がかなりあるうかと思うんですが、今6月議会でありますと、あと9月12月、3月と、本当にあっという間に時が過ぎていくような気がいたします。このような状況をかんがみたときには、いろんな部分において指定管理者をどのようにお考えになってみえるのか、我々議員にも市民にも関係各機関の方々にも情報等を開示していただいて、指定管理者制度、今ある施設管理公社、あるいはみずほ株式会社がつけかえ等で横滑りすることなく、適切なる入札等をもって、きちっとしたルールにのっとって、それにふさわしい団体等に引き受け

てもらわなければならないかと考えますが、部長の考えをよろしく願います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきましたように、指定管理者制度の導入に当たっては、条例とか募集要項とか、そしてまた選定基準だとか、そういったものは議決案件でございますので、議会にも提出させていただいて御審議を賜るということに予定をいたしております。

今御指摘ございましたように、早ければ9月ということもありますけれども、12月議会には提出をさせていただくという計画をいたしております。よろしく願います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） はい、ありがとうございました。今のお言葉、そのまま受けとめておきますので、今後とも各議会におきまして、この部分が重要な案件になってくようかと予測されます。本当によろしく願います。

以上をもって、2 番、会派翔の会所属、篠田徹の質問を終わらせていただきます。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 浅野楔雄君の発言を許します。

浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 議席番号7 番 翔の会、浅野楔雄です。

一般質問通告書に従いまして、教育長、産業経済課長、総務部長、上下水道部長の順に御質問をさせていただきますので、各部課長の方、適切な御判断と適切な御返答をいただきたいと思っております。

今の発言をちょっと訂正させていただきまして、産業経済課長には出席を要請してないということで、部長の方から御返答いただくということになっておるそうでございますので、ここで訂正させていただきます。

それでは、最初に教育長にお伺いします。

今、3月の議会からいろいろと話題になっております給食センターについてお尋ねします。

二つあります給食センターを統合することによりまして、デメリット・メリットが出てくるかと思いますが、その辺の御理解を御説明いただきたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 結論から申し上げまして、統合のメリットは極めて大きいというふう考えております。

まずは食の安全の確保ということです。穂積共同調理場は、現在ウエット方式ですが、食の安全のためにもドライ方式に変更が求められております。また、巢南共同調理場も11年を経過し、改修の時期も来ております。それが一気に改善できます。

また、作業の効率化ということもございます。2カ所で行っている業務を統合することになりますので、作業を効率化することができます。これを機に、運営の方法に工夫を加えれば、人件費プラス維持管理費の総額の削減も可能だと考えております。また、設備の工夫によっては日により複数の献立、例えば小学校と中学校で違う献立も可能になると思っております。

デメリットとして指摘されそうなものは、六千数百食をつくるということになりますので、それによって給食内容の質が落ちるのではないかといったことと、配送距離が長くなるのではないかといった懸念だろうと思いますが、この両面も全く心配ないと考えております。今までと同じように、原材料の吟味も行える。学校栄養職員が献立等の管理を行いますし、7,000食を賄える設備も整備するつもりでございます。また、配送距離も、当市の中央あたりに統合すれば、すべての学校が2.5キロメートル以内となりますので、何ら支障はないと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 御説明ありがとうございました。

いわゆるデメリットの中に、ありきたりの返答と言っては申しわけありませんが、一番重要なこと、お金がかかるというのが抜けております。だから、やはり経済観念をきちっと持っていて、これを考えていただかないと、とうとい市民の税金を使ってやることですので、デメリットの最大は私がお金がかかるということが上げられると思います。それに伴いまして、私が視察させていただいた各市町村を訪ねますと、現在、日本の中で給食をやっているところがないところがあります。こういうところを調査・研究されたことがあるか、お聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） お金がかかるという問題でございますけれど、先ほど申しましたように、穂積の共同調理場、これは早急に改修をしなければならない。当然これにも相当のお金がかかります。また、先ほども申し上げましたけれど、巢南の方もある時期が来ておりますので、その改修もということ。ですから、その改修をトータルすると随分お金がかかる。もちろん新設統合に比べれば総額的には少ないわけでございますけど、そうしたことは確かにあるかと思っておりますが、そういった時期にも来ておると思っております。

それから給食を行っていない云々ということがございました。どこがそういう姿なのかということを私調査しておりません。ただ、本市におきましては、一応保護者の方に給食に係って

の選択制をしいております。すなわち、うちは弁当を持たせるよという家庭においてはそのように、またうちは給食でいきたいですよという方に対してはそのようにという立場で、一律全員給食ですよというスタンスではなしに、選択ができますよということ、これは入学指導で各保護者にも確認をしているということでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 給食を実施していないところはどこにありますかと、こちらに問いかけられますと、それじゃあ和歌山県がやっておりますと。和歌山県がやっておりますと、最初実施したときには相当御父兄の方から不満が出たりなんかしましたが、今現在ではやってよかったという方のパーセンテージが高くなっているというのを聞いております。ただ一ついえば、その給食をやっていらっしやらないところで問題になっておりますのが、コンビニ弁当を子供に持たせて登校させているという御家庭ですと、どうしても塩分の高い食事をさせるということで、その危惧をされているというのが、私の調べましたところの結果でございます。ただ、給食をやる初めの目的というのは、子供の栄養のバランスをとるという趣旨で始められたことでありまして、我々が小学校のころから始まっております。我々が小学校のころの給食といえば、脱脂粉乳とコッペパンという非常に飲みにくい牛乳というのが給食の印象であります、今の給食は当時に比べたら格段の差があります。

それに続いて、今問題になりますのが、給食をやっておりますが、給食費の未払いの累積の金額が相当高い金額になっておりまして、補正予算を組まなきゃならないというような現状になっておりますが、この給食費を速やかに回収できるような方法はとられたことがありますか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 給食費の未払いにつきましては、御承知の姿でございます。今年度につきましても、督促、それから給食センターの職員、学校、それからうちの教育委員会の職員、戸別の訪問もしまして、その回収に努力をしておるところでございます。

全協の間では大体それが全体の何%になるかということは申し上げましたけれど、少なくともそういった努力を重ねながら、回収に努めているということでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） それと、今給食費の回収については御返答がありましたが、もう一つ、併合することによりまして、巢南の給食センターがなくなることになると、巢南の給食センターは借地となっております。そして、巢南の給食センターの建っているところは農業振興区域になっておりまして、これをもとに戻して返還するのか、またそのままですと、いわゆる地主さんは宅地として課税されますので、相当の税金が賦課されるという2点がございますが、

この辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 統合すれば、この巢南と穂積と両方の跡地をどうするかという問題が当然出てまいります。施設設備の内容から見て、穂積の方は撤去の方向が基本になるだろうと考えております。巢南の方につきましては、まだ使用可能な設備とも言えます。そういった点では、ほかの用途として使えることも視野に入れながら検討していきたいと考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 今、ほかのところで使いたいということでありまして、今払っている借地料、例えば5年、10年たったときに、この施設の土地を市として購入する金額に達する可能性もあると思いますので、その点は十分地主さん、いわゆる貸しておる市民の方に迷惑のかからないように対応していただかないと、今まで使いつ放し、借地料だけ払っておればいいわと。今回から使いませんというようなことが今後出てこないように、十分市民の方が納得し得る条件で今後進めていただきたいと思います。

続きまして、同じ給食センターの件で、平成17年3月28日午後3時30分ごろ、教育長室で面談したときに、給食センター建設用地の購入の予算を否定されましたので、給食センターができなくなりましたと。議員の皆様には建設用地を探してくださいとの発言がありましたが、こういう発言をしていただくことについては、我々義務教育諸学校における学校の政治的中立の確保に関する臨時措置法にも抵触する発言かと思いますが、いかがお考えですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） その件に係りましては、私が言っていないことをどうもとらえてみえる。このことにつきましては、その後、そういったことをほかの方からお聞きをいたしましたので、議員さん、直接ある場所で、いつ私がそういうことを言いましたかと、そういったことをはっきり申し上げました。そしてもう一回、ある議員さんと一緒にお見えになったときに、その議員さんの前でも、私はいつそのことを言いましたかと、これははっきり申し上げました。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 28日にお伺いしまして、日にちを置きまして、平成17年3月30日午後2時ごろに再度お邪魔したときに、今と同じようなことを言われました。教育長という将来子供たちの教育をされる最高責任者が言った言わんという話を出してくること自体が無責任な話だと私は思います。我々議員が行ってお話を伺うとき、バッジがあるなしにかかわらず、言葉の発言には相当責任を持っていただかないと私はと思いますが、そういう考えに対してどうお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 自分が言っていないことを言ったと言われるのは、極めて心外であります。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） この点につきまして、いろいろと言っても水掛け論になります。いわゆるロッキード事件の「記憶にございません」という発言と全く同等な発言だと思ひまして、この点についてはここで打ち切らせていただきます。

次に、教育委員会として瑞穂市の体育協会の位置づけというのはいかならうになっているか、お伺いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 現在、瑞穂市の体育協会には競技団体24団体、スポーツ少年団27団体が加盟しており、瑞穂市体育振興の重要な組織団体だと考えております。

体育振興の大きな要素は、一つ、成人の競技スポーツの振興、二つ目として中・高年の軽スポーツの振興、三つ目として青少年スポーツの振興、そういったものが大きな要素としてあるととらえております。市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむ体制を充実すること、これは教育委員会の大切な職務内容であり、その側面から見ると、さまざまな団体・個人にお世話をかけておりますが、中でも体育協会には大きな役割を果たしておっていただいております。また、体育施設の使用維持管理にもお力添えをいただいております。

体育協会の、自主運営を基本にしながら、市の体育振興にかかわって教育委員会と連携していただくという方向は、瑞穂市の大きな特徴だととらえております。各種スポーツの振興・育成、そして体育施設の有効利用の両面にかかわって、体育協会と教育委員会は常に連携を保ちながら、瑞穂市全体の体育振興を進めていきたいと考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

それでは、その体育協会の幹部役員の方が時々公用車で送迎されているのを目撃している市民及び我々も見ておりますが、この点についてどうお考えですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） そのことについては、私、承知をいたしておりません。コメントもできません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） それでは、現実に目撃した日時を申し上げます。平成17年3月28日午後3時40分ごろ、巢南庁舎から出ていかれたのを私自身が目撃しております。市民から負託を受けました我々でも、車の自宅からの送迎はございませんので、このことだけはお伝えしておきます。

次に、文化財の牛牧閘門、今現状がどういうふうになっているか、おわかりでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） どういうふうになっているかという中身、意味、それがちょっとわかりませんので、もう少し詳しく言っていただけませんかでしょうか。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、牛牧閘門の特に欄干とか、その他が大分壊れかけている、また上がぐらついて石が手でさわったら下に落ちていくというような現状になっていることは把握されておるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この牛牧閘門につきましては、先般、2回ほど、うちの学校教育課長ともども、ずっと相当詳しく見に行っていました。と申しますのは、牛牧小学校の通学道として果たして使えるかどうかというような視点もあってでございます。

今おっしゃるように、閘門の上に道路がございます。いろいろ聞いてみますと、あの閘門に手をかけずに道路を整備するということは可能であるというようなお話も伺っております。それでは、そこを通学道と実際に考えるかどうかということにつきましては、ちょっと問題点もあるというふうに思っております。そこへ至るまでが堤防道路でございますけど、言ってみれば人家がない。そして、暗くなれば当然街路灯等も要る。そういった点では、一概にここを通学道路としてつけかえるだけではないなあとというふうに思っております。

これは付随した話ではございますけれど、牛牧閘門に係りましては、御承知のように川崎平右衛門の努力によって、宝暦4年（1754年）に完成し、現在の閘門は明治40年（1907年）に築かれた。逆水樋門の機能を持っていて、今もその機能は引き続き有していると。この様式の閘門は全国的に見ても非常に数が少ない。歴史的、文化的に見ても価値があるものだというふうな認識をしております。

この閘門は、管理者は岐阜県であり、現在、ここを市の文化財という指定はしておりません。ただ、この当該河川、五六川だと思いますが、今後改修の計画があるといった情報もあります。この動向に対しては、そういった歴史的、文化的という意味合いも考えながら、その動向を注視し、必要なときは保存の要望をするといったことも検討したいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 牛牧閘門は、瑞穂市においては非常に貴重な文化遺産という位置づけにしても過言ではないと思います。というのは、瑞穂市で本当に史跡が幾つあるんだと言われても、まず10本の指で数え切れるほどということですので、市の一つの財産として、今後十分保存、または改修して後世に残していただきたい遺産であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、市行政として農業の将来、いわゆる10年、15年先を考えた計画や指針、方針は既につくられているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） 市の農業計画についてお答えします。

現在の瑞穂市の農家戸数は、専業農家が81、第1種兼業農家33、第2種兼業農家1,320の、合計1,434戸と、圧倒的に兼業農家が多い現状でございます。瑞穂市全体面積2,818ヘクタールのうち農地面積は1,034ヘクタールで、その内訳は、水田面積が農地の75%で約777ヘクタール、畑及び果樹園等で25%の257ヘクタールとなっております。平成16年度の農地作付実績では、水稻が496、果物の柿でございますが38、小麦32、地力レンゲ32、花卉（バラ等）が16となっております。1戸当たりの平均水田面積は54アールと、一部地域での麦・大豆・柿栽培等が盛んでありますが、小規模農家が多くを占めているのが現状であります。こうした現状の中、水田農業を基礎とした農業基盤の整備を初め、農地保全とこれを支える担い手の育成を図ることが今後は大切かと考え、あわせて売れる米づくり、米以外の作物による産地づくりによる農業振興を図らなければならないと考えております。農家の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地等がふえる中、農業を支える人づくり、仕組みづくりを対策として、農地の利用集積、規模拡大を図り、認定農業者、農業法人、あるいは集落営農組合等組織の育成を図る必要があると考えております。また、安全・安心な農産物づくりとして、減農薬、減化学肥料によるクリーン農業の推進及び特産物である果物の柿、花卉等の活性化、ブランド化を図り、地域の農作物を活用した地産地消の推進を図りたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、地産地消の立場から、これからいろいろと指導していきたいという御返答がありました。我々旧穂積の住民からすれば裕福な土地が非常にたくさんあるということで、瑞穂市内で使う給食の食材、こういうものは同じ市の中で生産したものを使っていて、農家の方々に還元していただくというような方法もあるのではないかと私は考えます。

続きまして、農業に関しまして、筑波にあります気象研究所によりますと、今現在日本では降雪量の減少や渇水、集中豪雨などによる収穫の減収が考えられております。高温で豪雨と渇

水の繰り返しが起こりますと、有機物や肥料成分の分解速度が早まり、土壌中の微生物の種類が少なくなり、それに伴い地力が落ち、作物の味も収穫量も減少する可能性があるというふうに気象研究所は指導しておりますが、こういうものの資料等は行政として入手されておるでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） 入手しておりません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 今、気象研究所とかその他国土交通省などで言われているのが、今申し上げたところで、急速な温暖化によって米や野菜、果物の適地が変わっていくと。ですから、田植えや収穫時期が大きく変わることが予想されておりますので、こういうことも考えていただいて指導していただきたいと思います。というのは、気象研究所によりますと、米や野菜、果物の適地が変わるということは、今現在、その発表によりますと、だんだん北上して行って、米の味が変わってきているというのが出てきておりますので、こういう点も十分考えていただいて、指導していただくとうよろしいんではないかと思ひます。

それでは、もう一つお願いしたいのは、今の瑞穂市周辺というのは非常に水の豊かなところとして知られておるんですけど、これが先ほど申しましたように温暖化に伴いますと、これから水不足が出てくるかという報告書も見られますので、農業用水、飲み水を大切に使うことをこれから考えていただきたいと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） 平成 6 年ごろ、瑞穂市巢南町地域も異常渇水がございまして、当時、穂積町地域につきましては牛牧地区を除いて全部地下水でございまして、地下水のポンプアップでやっております、当時は農業に支障があるということにはなかったわけですね。ポンプで用水が賄えたということでございまして、五六西部及び巢南町地域につきましては、政田と菱野用水につきましては根尾川の渇水がございまして、そのときの対応は政田の方の圃場井戸によりまして用水を賄い、その水を菱野の方へ送って対応したと。牛牧地内につきましても 1 級河川の湛水のところから、水があるところからポンプアップを一部したりして、普通河川に流してきておるということで、豊富な水ではございまして、永遠のものではないということで、やはり平準化ということと、効率的な利用ですね。例えばむだな水を使わないような適切な使用方法を考えていくというのが必要ではないかと考えます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 今、いろいろとお話を伺いましたが、私がいろいろと視察してきたとこ

るによりますと、知多半島とか伊豆半島、これは上水、中水、下水と、それぞれ水の使い方を  
変えてきております。というのは、ここは皆さんも御承知のように、雨が降れば水はあるんで  
すけど、逆に降らなくなると非常に水がなくなる地域であるということで、上水、中水、下水  
というものを布設して、いわゆる中水は道路の掃除とか、トイレの流し水、花壇の散水という  
ように使われておまして、この水の豊かな瑞穂市もこれくらい先のことを考えてやっていた  
だければ、市民も安心するし、それからまた今度、よくない話ですけれども、いい水をよその  
市に売ると。そして市の収入を得るといような、非常に我々会社で過ごしてきた者ですと、  
ちょっとでも市の方にお金が入ってくればいいんじゃないかという方法もとって差し支えない  
のではないかと思いますので、こういう方向性も考えていただいて、大きなお金もかかること  
ですので、やっぱり水でお金を稼ぐというのを、今スーパーで売っております六甲の水とか飲  
み水、ガソリンより高い値段で売っておりますので、瑞穂市のおいしい水を販売して、市の収  
入にするというような物の考え方も必要ではないかと思いますので、執行部の方で御検討いた  
だければありがたいと思います。

それではその次に、FM放送の災害時の放送についてお尋ねします。

今現在、予算は一応ついておるんですが、あの施設で放送した場合に市民がどのくらい聞く  
かということ調査されたことはありますか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現在のところ、まだ調査はしておりません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 余りにも的確な御返答をいただきまして、次の質問をするのに私が戸惑  
うところございまして、予算をつけましてFM放送で災害放送、非常事態の放送をするとい  
うことについては、放送の届く範囲、それから視聴率等々を十分考慮していただいて、いわゆ  
るお金が生きるように使っていただきたいというふうに思います。今後ともFM放送、それか  
ら災害放送については、進行状況も伺いますし、調査報告もお聞きいたしますので、この席で  
私が一つずつ追及しないように、手早く前へ前へとやっていただいて御報告いただけるとあり  
がたいと思います。

それでは最後に、上下水道の部長にお伺いしたいんですが、旧巢南地区にある、一般に工業  
団地と言われているところ、現実には工業団地じゃないんですが、あそこにある程度の企  
業が寄っている以上、市の収入を我々議員は考えたいと思いますので、上下水道をあそこに引  
く予定があるのか、計画があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 浅野議員の質問でございますが、工業団地として巢南地区には昭和

46年8月、農業振興地域の指定を受け、農地利用計画を策定されると同時に、農村地域工業導入実施計画及び旧巢南町が定めた工業敷地地区計画を含め、十八条、十七条、重里及び宮田、合わせて13万9,134平米が造成され、現在18社が操業されております。そのうち、宮田地区につきましては集落に近接しているため、上水は布設しておりますが未加入であります。下水につきましては、現在進行中の特環の事業で整備を進めているところであります。他の団地につきましては、工場進出に当たり、工業用水についてはこの地域は地下水が豊富に利用できること、また排水につきましては水質汚濁防止装置を講ずるものとし、排水は農業用排水路に排水することで調整が図られておりますので、その方針に基づき、用排水について各社それぞれ対応されているものと判断しておると思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

それでは、これで終わりたいと思いますが、いろいろと今まで述べさせていただいた水を大切に、また水の再利用、いわゆる水資源を大切にするというスローガンは非常に大切なことだと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

これ以上しゃべっておると、大分おなかもすいてきたようでございますので、この辺で終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により、ここで休憩をいたします。

午後は1時15分を開会予定いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時14分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それでは、通告順位4番の松野藤四郎が、3点について御質問いたします。1点については、施設管理公社の雇用に関する件、それからことしの4月1日にオープンしましたみずほターミナルの件、それから最後に敬老会事業について、この3点を質問いたします。

それでは最初に、財団法人瑞穂市施設管理公社の件について御質問いたします。これは雇用職員の就業に関する規定の一部についての質問でございます。

この公社についての質問は、昨年の16年第3回の定例会でもお話ししましたが、今回は雇用職員の採用、賃金、それから年次有給休暇のとり方等についての質問でございます。

施設管理公社は業務の運営の必要上、雇用予定期間を一応定めておりますが、財団法人瑞穂

市施設管理公社の就業規程の第2条第2項の規定に基づき云々と目的が書いてございます。その中の1点目ではありますが、雇用職員の採用の件でございます。

第3条には、各職について就職を希望する者の中から選考により採用するものとなっており、健康診断書とか履歴書、並びに住民票等を提出していただき、採用者には雇用通知書が交付されるわけでございます。この雇用職員は、1年を超えない範囲と雇用予定期間を定めて行うが、2項で勤務成績が良好な職員については雇用予定期間を1年を超えない範囲で継続して更新できるというふうになっております。そこで、ただし書きがあるんですが、ただし雇用は最長5年と。または70歳に到達した日の月末となっておりますというふうに記載をされております。このただし書きは平成16年の4月1日から適用するというふうに改定されておりますが、まず最長5年、あるいは70歳と言っておるんですが、この根拠ですね。何をもとに決められたのかなというふうに思うわけですが、担当の方から説明をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

労働基準法の一部を改正する法律が平成15年7月4日に公布されております。この改正に伴いまして、瑞穂市の施設管理公社では、平成15年9月9日の理事会におきまして、雇用職員の就業に関する規定の一部が改正されております。この改正に伴いまして、より多くの市民の皆さんに就業の機会を与えるという意味におきまして、御指摘のございました満60歳以上の者がということで上限を5年とすると。そして、年齢70歳に到達した日の月末までのいずれか短い期間とするということで、労働基準法の改正に伴って施設管理公社の改正が行われたということでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 今の説明は、労働基準法の改正に伴うものだというふうにお話をされました。

この雇用職員というのは大半がこれに該当して、退職をされていくんですが、3項に公社が必要と認める一定の資格もしくは免許、技能を有する雇用職員、これについては前項の規定にかかわらず雇用予定期間を1年を超えない範囲で継続して更新できるというふうになっております。これを見た場合、70歳以上の雇用も可能かということですね。

それからもう1点ですが、一定の資格もしくは免許と、こう言っておるんですが、こういった有している人というのは、現在市から委託している業務についてはどういった資格があるのかと思うわけですが、答弁をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず1点目の質問でございますけれども、特に必要に応じて資格を

有する者については例外規定を設けておるということでございます。

そして2点目、ちょっと聞き漏らしましたが、再質問をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 例外規定というのは、資格もしくは免許、技能、こういったものを有している人は例外規定ですよと。なおかつ70歳以上の人も、例えば70歳、71歳となるんですが、使っていただけるかということです。あくまでも70歳かということですね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 具体的に聞いておりませんので、できましたらこの財団法人の施設管理公社の方へお尋ねをいただくとよろしいんですが、私が聞いておる範囲内では、その資格を有する者については例外規定があるということを知っております。要するにその業務に当たって、資格を有していないとその業務に当たれないという業務につきましては例外規定があるということです。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 総務部長さん大変だと思うんですが、直接かかわっている施設公社の理事長である助役からお話を聞きたいと思います。

〔発言する者あり〕

6番（松野藤四郎君） 要は通告書に基づいて、こういったものを質問しますとなっておりますから、助役さんという立場で出てみえるという話ですが、施設公社の関係の質問ですので、私は理事長から答弁を述べてもらうのが筋だと思います。私が間違っておれば取り消しますけど。

議長（土屋勝義君） 今の質問に対しまして、施設管理公社の理事長として議場に招いておりませんので、回答ができないということでございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） じゃあ私の通告に対する瑞穂市の施設管理公社の雇用というものは質問できないということですね。そういう意味で解釈するんですか。

議長（土屋勝義君） 休憩をいたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時30分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

松野藤四郎君、いま一度質問を願います。

6番（松野藤四郎君） 私の勉強不足ということで申しわけないんですが、総務部長さんの答

えられる範囲で結構でございますので、関連して質問させていただきますので、お願いします。

これはあるNPOの毎月発行している発行物の中にあるんですが、ここで言うのは、50歳代、我々昭和20年以降の生まれの者ですが、50歳代の団塊の世代を中心とした皆さんが定年後も働きたいかといった問いに対する答えでございますが、通常ですと65歳まで働きたいと。あとは余生を楽しむというふうですが、65歳まで働きたいが36.7%と非常に少なかったんですね。それから70歳までという方が14.8%あったと。一番多かったのが、働けるうちは働きたいと、これが46.5%です。ということは、今後の問題になるんですが、年金に対する大きな不安を抱いておると。年金不足分を働いてそれを埋めたいと考えている方が多数おるということですね。働けるうちは働きたいということですので、高年齢だと思いますが、短時間勤務や1週間に2日とか3日という隔日の勤務がいろいろあるわけですけど、自分の特技とか資格、キャリア、こういったものを生かしたいということを求めているということです。

終戦直後は定年制というのは55歳ですね。平均年齢が50ちょっとでしたが、最近30年近く伸びまして79歳が平均年齢だと。定年が60歳だと言っておるわけですけど、十分健康で働く能力とか知識を有しておるわけですね。そういった人が社会的に生かされていないというのが現実ではないかと思えます。

私が思うのは、今の団塊の世代が大量に定年を迎えれば、こういった技能的といいますか、技術を持っている方の不足があるということですね。これはもう確実に大企業は言っておるわけですね。大企業もようやく65歳の定年延長をやってきておるわけですね。私もせめて70から平均寿命ぐらいまでは、自分のそういった能力等を発揮する職場をつくってほしいなあと。それを施設管理公社のところでは70歳と言わなくて、もう少しやわらかくしていただけないかというふうに思って質問しておるわけですが、部長さん、どうでしょうかね。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） だれでも元気なうちは働きたいということで、御指摘のとおりでございますけれども、先ほど申し上げましたように、労働基準法の改正によって5年とか70歳というのは定められておりますので、御理解を願いたいと思えます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それから、日本ではございませんが、アメリカでは年齢差別禁止法が制定されて、定年制はないよと、こう言っていますね。さすがだと思えますね。また一昨年は、マドリードで開催された国際第2回高齢化世界会議の中で、高齢者の社会参加を促し、知恵と経験を社会資源として活用するための年齢差別の撤廃が決議をされております。日本でも雇用における年齢差別禁止法の法律を採択して定年制の廃止に進むというふうになるかと思えます。やっぱりアクティブシニアが頑張っておいていただくことによって、年金の大きな新し

い財源になると私は思うわけでございます。安易に年金不足を消費税のアップでカバーするのではなく、やっぱり働けるうちは働きたいとおっしゃっている方に働いていただくことが一番いいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

次は、賃金の件でございます。賃金というのは、雇用職員が労働したことに対して、支払い方法はいろいろあるんですが、日給とか月給といった形で労働者が受ける報酬であり、職種によって金額の差はございますが支払われております。これは当然のことでございます。

例えば、事務職で基本賃金額が書いてあるんですが、8時間労働で6,240円、自転車等の駐車場管理で6,440円とこう言っていますね。時間給にすると780円とか805円となりますが、この金額は公社が発足してからそのままずっとになっているのか、途中でいろいろ見直しをされてきているのかということについてお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、基本的な賃金の見直しはなかったというふうに聞いております。ただ、職種ごとのバランスをとるために区分がなされたというふうに聞いております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 確か公社は平成9年ぐらいですかね、発足が。それからずっと、極端なことを言いますと何も見直しをしていないということですね。じゃあ、例えば市の職員とか一般のサラリーマンの方ですが、やっぱり採用後、十分とはいいいませんが、それぞれ給料等がアップをしていくわけですね。それは、市の職員というのは何を根拠にベースアップするかと、施設公社の人だけが見直しも何もしないと。そこら辺の見解をちょっとお願いしたいんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 市の職員は人事院勧告とか条例規則に基づいてということでございますし、この施設管理公社の方は、直接掌握しておりませんので間違っておるかもわかりませんが、第二の人生ということで、働き場所ということを中心に置かれてというふうに聞き及んでおります。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 市の職員といいますが、自治体の皆さんは人事院勧告に基づいてやっているというお話でございます。施設公社の人は勤務成績等、優秀な方ですと二、三年経験をすると非常に仕事もいろいろてきぱきやっただけなんです。

時たま駅前の第1駐輪場を利用することがあるんですが、あそこについては非常に年間の台

数が多ございます。9万3,800何台と、こうっております。これを1日に換算、360で割りますと1日当たり260台と。けれども、利用されている方は通勤客とか学生というのが大半だというふうに思いますね。学生ですと夏休みは行きません。サラリーマンですとほとんど土・日は休みです。それから有給もとったりします。といいますと、年間240日ぐらいだろうというふうに仮定した場合、1日当たり400数十台、多いときは500台以上と、能力いっぱい近くになってくるんですね。この駐車場の管理をしている方というのは、大体1日何人ぐらいで行っているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 申しわけございませんが、掌握しておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 総務部長さんというのは、職務は大変広うございますので、隅々まではわかりませんと思いますが、本当は助役さんに答えてもらいたいんですが、ちょっとできませんというお話です。

雇用職員の方からよく聞くのは、労働に対する報酬が少ないと言われておりますが、そういった言葉は総務部長さんはお聞きでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 額の設定については、関係部署において十分協議されて定められておるといふふうに解釈をいたしております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 金額の設定はいいとしても、そういった声を聞かれたことはありますかということですよ、安いよという。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 会社の作業に従事してみえる方と私の接点が今のところはございませんので、私の耳へは届いておりません。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 大変ですね、部長さん。

この自転車場の収入というのは、本当に僕は非常に大きいなあと思うんですね、4,000万から5,000万円近くあるんですね。これは多分10人ぐらいの方でやってみえるんじゃないかなあというふうに思うわけです。本当に大変きつい仕事だというふうに思っています。この収入については市の方へ入っていくんですが、管理公社も何らかの形で、例えば手数料といいますか、

そういった形で少しはいただけないかなあと、そういうことはできのでしょうか。

自転車を預かりますと 110円出しますね。そうすると、自転車場で年間四、五千万の収入があると思うんですね、使用料が。その手数料といいますか、そういったものを施設公社の方へいただけないかなあとと思うわけですが、これは難しいか、どうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘がございましたようなことは、現在のところ考えておりません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 施設公社の話は答えになりませんので、違うところで御質問をいたします。

次は、敬老会の事業の関係の質問に移りたいというふうに思います。

市の予算というのは、瑞穂市が毎年実施したい事業等についてどれほど経費をかけるかと。経費に対して、一方では必要な財源というふうになるわけですが、予算というのは市民全体の福祉といいますか、生活向上といいますか、そういったものを念頭に置いて考えられている。当然そうだと思いますが、一部の住民の利益、こういったところには使ってはならないと、こうっておるわけですね。十分、この予算の編成等については市長さんの方で吟味をされておるわけですが、予算編成をもとに議会に提案されたものについては、十分市長さんの方で御認識だというふうに思っておりますが、予算というのはやはり皆さんの福祉を念頭に置いて編成をされているかということについて、お伺いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 予算編成についての考え方を今御指摘じゃないかと思うんですけど、例えば一部の住民の利益のために使ってはならないという、御質問もそういうことだと思いますけど、私どもとしては、いろんな施策があるわけですので、そのいろんな施策の間のバランス、あるいはまちの将来に向けてのポイントによってウエートの置き方、あるいはバランスのとり方というものを考えながら予算編成をしておるつもりでございます。ですから、特定のポジションについて理由なく突出させるということについては、それなりに十分に考えていかなければいけないという思いであります。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） はい、そのとおりにやっていただくのが本当だと思います。

3月に開催されました17年の第1回定例会で議案があつて、その29号の件ですね。一般会計予算の中ですが、ここで修正をいたしました。修正しました 300何万を 1,000万円にしたんで

すが、それについては十分執行されるものというふうに思っておりますが、市長さんの御意見を伺いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんの、平成17年第1回定例会で修正可決されたその後の経過ということで、具体的に説明をしたいと思います。

昨年度、敬老会を開催していただきましたので、敬老会を開催されました自治会長さん、あるいは老人クラブの会長さん、及びその対象となる参加対象者の御意見も聞きながら十分検討させていただきました。その御意見を集約しますと、まず1点目については、食事については参加者1人当たり1,000円程度は出してほしいとか、それから欠席者の中には参加したくても参加できない方があるのでその点も配慮してほしいとか、お世話をしていただくのはボランティア団体等でお世話を願っておりますので、その協力が非常に大きいので、その点も十分検討してほしいなどの御意見をいただきました。

そこで、執行部といたしましても、その御意見を十分検討させていただきまして、その結果といたしまして、今年度は昨年度同様各自治会で敬老会を実施していただくと。それから、敬老会へお招きする対象年齢は、昨年同様75歳以上ということでございます。助成金につきましては、それぞれの御意見を参考にしながら、私どもで十分検討しました。その結果、敬老対象者、75歳以上の方につきましては1人350円を限度に、敬老会の行事に参加された方は1,000円を追加助成するというところでございます。それから、お世話をしていただくそれぞれの方につきまして助成金を交付するというところで、敬老対象者30人までを昨年は5,000円でしたのを1万円、31人から50人までを昨年は7,500円を倍の1万5,000円、51人以上につきましては、昨年1万円を2万円ということで、倍額とさせていただきました。これは4月に自治会長さんの総会の席でも、今年度の敬老会の助成方針、あるいは実施の方針を御説明させていただきましたので、その辺につきましては御理解を賜っておるものと考えております。

いずれにしましても、市内各地域の自治会で地域のコミュニティーを大事にして、それぞれの立場で敬老会の事業を進めていただきたいと思いますので、その点も御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 部長さんの方から細かいお話がございましたが、要は1,000万円にしたんですから、それを十分認識されて執行するかと言っておるんですね。ことしは800円を200円上げて、それから350円。こんな話やなくて、1,000万円にしたということは1人当たり3,000円ということですね、予想としては。けれども、今の答弁を聞いていますと、1,350円ですか、去年の800円が200円プラスして、対象者が350円と、半分ですね。そこら辺が十

分反映されていないということです。もう一度答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 私どもは、議会の議決については真摯に受けとめております。

ただし、金額が幾らがいいのかというのは、それぞれの方の判断もあろうかと思いますが、今年度につきましては、私どもといたしましてはこの方針どおり実施をお願いすると。それぞれ今年度の反省を踏まえまして、御意見等があれば次年度に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 敬老に関する質問については、後ほどまだ 3 人か 4 人、先輩たちが見えますので細かい話を追求されると思いますが、この 4 月 21 日に今年度の自治会連合総会が開催されたわけでございます。その中の議題に敬老会事業についてのつておりましたが、どのようなことをその席上でお話されたか。部長さん、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほど申しましたとおり、今年度の助成金額と、それから自治会で今年度もそれぞれ地域のボランティア、あるいはふれあいサロン等と、いろんな団体と協力していただいて、自治会で敬老会をお願いしたいと。それから、実施された場合につきましては、先ほど言いました金額をそれぞれ自治会に助成をさせていただくということをお話しさせていただきました。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 4 月 21 日の連合総会のときに、もう具体的に金額等についてお話をされたということですね。それを受けて 4 月 28 日付で自治会長宅あてに敬老事業助成金交付についてという経過と理解してよろしいですね。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 21 日には欠席の自治会長さんもお見えになりましたので、全自治会に今年度の敬老方針を御案内させていただいたということでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 敬老事業については、もうずっと以前から、それぞれ合併する以前から町でいろいろやっておるわけですが、例えば 14 年度については、資料によりますと穂積地区は 1 人当たり 3,000 幾らだったと、巢南に行きますと 1 万幾らだと。この巢南については対象者にも記念品を配ったという経緯がございます。

それが、合併してから、15年度 138万円ぐらいしか使っていないんですね。16年度も 159万円と非常に少ない。3分の1以下になってしまったんですね。いかにも福祉というのを切り捨てたというふうに思うわけでございます。なぜ合併してからこんなに急に老人に対する福祉というのが切り捨てられたのか、ちょっと答弁を願いたいんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 敬老会は、平成14年度は、先ほど言われましたように、それぞれの旧穂積・巣南ということで敬老会を実施されたわけでございますが、出席の人数とか、それから敬老会の芸能者の委託金、食事の内容等でたまたま巣南町が多く支出しておったと。穂積につきましては食事等がございませんでしたので、その分が合併で平成15年度は市になったということで、同一歩調で同一会場ということで、午前、午後に分けさせていただきました。それで、大きくは食事の代金が要らなかったということで金額が少なくなっておるわけですが、決して老人に対してサービスが、敬老会だけでいいますと、金額だけでとらえますとそういうことになろうかと思うんですが、反面、敬老会を各地域で実施されたことによって参加人数もふえましたし、それから招待される側も今までは1カ所のところへ集まっていくのもなかなか大儀であったということで、それぞれの自治会の公民館で開催されたことによって身近に、ほかの方とコミュニケーションもとれて非常によかったというような御意見もいただいておりますので、その点もよろしく御理解を賜りたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 敬老事業についてはこのくらいにしまして、最後3点目ですが、この4月1日にオープンしましたみずほターミナルについて質問したいと思います。

このターミナルは、4月1日からJR穂積駅と大野町のバスセンター間を運行する路線バスであるということでございます。運行主体については岐阜バスで行っております。この穂積駅前への乗り入れに関しては、通勤用自転車、送迎用の車、それから路線バスと、それから市が行っているコミュニティーバス線でございます。以前から言われているにもかかわらず、早朝から所狭しと集中し大変混雑をしていると。これは長年この駅前及び周辺の都市計画、あるいはまちづくり、こういったビジョンが描かれていないと言っても過言ではないというふうに思います。

公共交通の駅というのは、やはり市の玄関と言えます。早急に対策が必要でございます。同様の質問は16年にも定例会でありましたが、そのときの答弁は市長さんでしたので、今回は整備部長の方にひとつお考えをお聞きしたいというふうに思っておりますが、よろしく願います。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） まずバスターミナルの整備効果についてお答えします。

バスの運行につきましては、今議員御指摘のとおり、朝の混雑時に限ってみますと、ターミナル開設時前には15本、これは行政バスも含みますが、駅前発となっております。駅前広場がバスや乗用車、歩行者等で相当混雑しておりました。これに加えて新規の大野穂積線が6本ふえますとさらに渋滞が悪化するとのことで、リオワールド線、北方穂積線、大野穂積線の9本について、バスターミナルからの発車とした経緯がございます。

バスターミナル開設後の4月以降の駅前の状況は、以前に比べますとバスの停車で車の通行が遮断されるということがなくなり、円滑な交通の流れが確保されており、効果があらわれてきていると考えております。また、バス会社にも聞き取りをしましたが、バス運転手にとっては交通事故の危険性が減少したと、そのような意見もいただいております。ということで、全体の大きな計画というのもございますけれど、まず駅前の交通に対しましては、総合交通の観点からバスの扱いをどうするかということで始まった経緯もございますので、今回のこのような効果を見ながら、また対策を練っていきたいと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 調整監からお答えをいただきましたが、実質的にバスの本数は4本減っただけですね。これで駅前の混雑がある程度解消したというふうに受け取ってもいいんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 新規でふえました大野穂積線、朝7時から8時の時間帯に限って言いますと6本ふえることになっております。それに加えまして、今まで運行しておりますリオワールド線、北方穂積線が3本ございまして、朝の7時から8時の間に計9本、バスターミナルがございませんとこの9本が駅前に入ってくるということになりまして、このバスによって通常の乗用車等の通行が遮断され、非常に混雑しているという状態が予想されるということでございましたので、この9本につきましてはバスターミナルの方で発車するというようにした施策でございます。そういうことで、このバスが駅前に朝来ないということで車の流れが改善されたというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 4月以前は、99本穂積駅に入っておるということになるわけですね。大野線が穂積駅で乗降しますと25本だといっておるんですが、おりの分だけといいますので、そのおりの分については多分9本ぐらいだと思っただけですね。99からリオワールドと芝原線の数を引いた結局90本が穂積駅へ入ってくるんですね。

要はこういった駅前開発といいますが、整備といいますが、これはどの市町村も大変苦労しておるわけですが、例えば岐阜市とか多治見市というのはいろいろ駅前整備をやっているんですが、これを瑞穂市からそういったところへ勉強会に行っているかなあというふうに思うわけですが、そういう視察等をされたことはあるかということをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 都市計画協会とか、いろんな団体等で視察は、職員等は時々行っております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） やっぱり先進地を見てくるといいというふうに思いますので、そのよいところを瑞穂市の行政に反映させる、これが非常に大事だというふうに思いますね。

朝日大のバスが1日50本ということたくさん来るわけですが、一番交通に支障を来すのが、50本の朝日大というふうに私は解釈をしておるんですが、学生といいますが、一般の方が朝日大へ行かれない時間帯等については、車両等の小型化といいますが、そういったものも検討する必要があるかというふうに思いますが、そういったことについて大学側への指導、要望等はされているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、調査をいたしておりませんのでお答えできません。大型バスを小型化することについては、調査をいたしておりません。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 先ほど中島調整監から、交通量というのは、混雑というのは非常に少なくなったようなお話を聞きました。それは現地を確認されているんですか、そうすると。確認されたとの答弁でよろしいでしょうか。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 私個人としましては、2回確認しております。それから、都市整備部としまして、職員が確認しております。そして、現地に住んでいる職員がおりますので、状況も伺いました。それによりますと、やっぱり朝の混雑に対しましてはバスによって車が遮断されるということで、そういう状態がなくなってきたということを確認しております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） それは本当にそうだと思いますね。

今度はバスターミナルの件ですが、朝の7時半ごろから8時半ごろの時間帯、非常に混んでいるのは7時55分とか8時6分、8時13分と、こちら辺の時間帯に非常にたくさんの方が待合所で待っていただいているのが現状でございます。待合所が狭い関係で道路まではみ出して東の方までずうっと列をつくって待っておられるわけです。あそこも交通量等もございまして非常に危険だというふうに思っていますし、ましてやその近くの民家の方にも大変迷惑をかけているというふうに思うわけですが、この状況については把握をされているかということでございます。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） この状況につきましても、4月に議員の方と一緒に現地を見まして、状況を把握しております。それにつきましては、その状態を改善すべく工事を今1本発注しております。また今年度に、施設も含めまして周辺の整備をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 早急に対策をされているというふうに解釈をいたします。

もう1点ですが、要はこのバス停の敷地の中で待っていただければいいんですが、道路の方へずうっと列をつくっている方が見えますので、そういった方が一般の住民のうちの中をのぞかれるような格好が見受けられるわけですが、非常に困ってみえるというふうに思いますし、車の出入りにも大変支障があるということを知っております。市民の大事な税金で購入した土地でありますので、やはり付近の住民の皆さんに対して迷惑をかけないような対策を至急お願いしたいというふうに思います。

この停留所、位置は現在東側にあります。ターミナルですので、一般の道路の沿線の停留所ではございませんのでバスの待機等もあるかと思いますが、便所とかベンチとか、いろいろ附属設備が出てくるわけですね。そういったものも今回の計画の中に入っているかなあというふうに思うわけですが、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） それでは、工事につきまして少し説明させていただきたいと思います。

現在、今議員御指摘のとおり、南側から乗客が並ぶような状態が見受けられますので、これを改善すべく、北側の市道から利用客が入ることができるよう、歩道を整備していきたいということで工事を発注しております。これは間もなく工事が現地で始まると思いますけれど、これが完了しますと北側から入れますので、利用客の方が南から並ぶということは解消されるというふうに考えております。また、トイレ、それから雨よけのシェルター、それからベンチ、

これは今年度設置すべく今準備を進めております。準備が終わり次第また発注していきたいと思っております。

そして、あと近隣周辺の方の生活に支障が出ないような形も考えておりますけれど、一応フェンス等の検討もしておりますので、具体的な計画を立てたときにはまた説明させていただきたいと思っております。

それから、それとあわせて、現在敷地の中には中央部の円形部分のように暫定的に土砂のまま置いてあるところもございます。こういうところにつきましても、低木等の植栽ができるような形で、地域住民の方の憩いの場になるようなものを検討したいということで、今、部内で検討している最中でございます。これらの周辺の環境整備につきましては、ことし実行することはなかなか難しいものでございますので、来年度にかけて実施をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 北側から入ってくる歩道等について、今発注してあるということですが、これはオープンする前に最初にやっておくのが当然だと思うんですね。地域の皆さんとか住民から言われて、それから混雑状況を見てからやる、非常にまずいというふうに思いますね。それからトイレのお話も、まだいつできるかわからんと言っておみえですが、実際そこの待合室で待っている方は、そこの付近のうちへ行ってトイレを使っているんですね、現実として。こんなの早急にやらなあかんですね。

そして、ましてやあそこの南の道路については、痴漢道路だというふうに聞いてきました。バスターミナルの中は、全然電気がありませんね、防犯灯。それで付近の方は、最終バスが平日はみずほターミナルから大野バスセンターまで行く最後のバスが10時4分です。それまでは自分のところの家で明かりをともししておると、こう言われておるんですね。どれだけ市民に迷惑をかけておるんですか。トイレや防犯灯は早急につくってほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今、議員御指摘のように、付近の住民の方に御迷惑をかけていることはよく承知しております。それで、トイレについては早急に設置できるように今準備させておりますので、具体的にいつ発注できるということは、まだ今ここでは申せませんが、年度内に必ず早急につくりたいと思っております。その中には防犯灯の設置も考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 地域の方からそういうお話を聞いておりますので、聞きっぱなしじゃなくて、やっぱり行政がそのうちへ行っって一言ごあいさつをしていただきたいというふうにするわけですね。これは当然だと思いますよ。行かれますか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 多分喫茶店だと思いますけれども、あそこはたまたま個人的に同級生でありまして、当初にもお邪魔をしましてお話ししまして、店主さんにつきましてはトイレ等も使っていいよということでございましたので安心していましたが、ただ駐車場の前に並ぶということで苦情が来ましたけれども、その件につきましては、岐阜バス等と連絡を取って合っ解消しておるかと思ひます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 時間切れになるんですが、大体あそこのバス停は、朝のうちで150から200人ぐらいの方が利用しておるんですね。それに見合ったような待合所というのを早急につくっていただくというような格好で、質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 次に、10番 小川勝範君の発言を許します。

小川勝範君。

10番（小川勝範君） 議席番号10番でございます。小川勝範でございますが、ただいま議長より質問の了解をいただきましたので、瑞穂市行政の道路関係について、1点のみ質問をいたします。

では質問をいたします。先ほどから、調整監の答弁を聞いておりますと、大変なれておられますので、今回の質問については調整監に質問しておりますので、自信を持ってひとつ答弁をしていただきたい。

まず、東海環状自動車道、西回りルートでございますが、現在の進捗状況等について、今後の予定について1点のみ質問をいたします。

平成17年3月19日に東海環状自動車道東回りルートが、愛知県の豊田東ジャンクションから岐阜県的美濃関ジャンクションまで、延長約73キロがようやく完成いたしました。開通後の交通量は予想以上に多く利用されております。地域の交通全体に大きな影響を与えているようですが、また現在開催されている可児花フェスタ、愛知万博、中部国際空港へのアクセス道路として大いに活用されており、地域の生活や経済に及ぼす影響は大きなものがあります。

そこで瑞穂市の発展のためには、三重県四日市から美濃ジャンクションに至る、いわゆる西回りルート、特に大野インターまでの整備が必要であり、そのためにも一日も早く工事の着工並びに開通を望むものでございます。この望みは地域全体の皆さんが望んでおりますので、そこで調整監に質問をいたします。

東海環状自動車道の西回りルートに関して、現在の事業進捗状況と今後の予定、並びに瑞穂市から大野インターへのアクセス道路となる一般県道岐阜県南大野線の大野インターからの未改良区間の整備がぜひとも必要であることから、今後の事業の見通しについてお伺いをいたします。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 議員の質問に対しましてお答えいたしたいと思っております。

東海環状自動車道西回りルートの進捗状況及び今後の予定についてお答えします。

その前に、本年3月19日に開通しました東回りルートの交通状況、効果について、少し報告させていただきます。

まず1点目でございますが、今回開通しました豊田ジャンクションから美濃関インターまでの平均の交通量でございますが、これは平日約1万台の通行となっております。それから、休日に限って言いますと1万5,000台の交通量が発生しているということでございます。これは、当初の予想8,000台に比べまして増加しているということでございます。また2点目、この交通量に対しまして、環状内の一般道の交通量はどうなったかといいますと、環状道路の内側で交通量が減少しているということで、渋滞の緩和に効果があったというふうに報告されております。それから3点目としまして、土岐プレミアムアウトレットに代表されるような商業圏域の拡大、それから沿線工業団地への企業進出が見られるようになったということで、以上3点のような大きな効果があったと、これは国土交通省の方から公表されたところでございます。

国においては、こうした環状道路の効果をさらに中部圏全体に拡大すべく、東回りルートに引き続き美濃関ジャンクションから養老インターまでの西回りルート、延長約47キロメートルの間につきまして、整備を促進することとしています。具体的には、関方面で、美濃関ジャンクションから西関インターの長良川を渡る区間につきまして、本年度工事に着工する予定と聞いております。また、西濃方面では大垣西インターから名神高速道路と接続する養老ジャンクション間が平成13年度より既に用地買収を実施しておりますが、本年度も引き続き用地買収を促進するというようになっております。

なお、瑞穂市に係る大垣西インターから大野神戸インター間は、揖斐川右岸まで昨年度に地元の計画説明会を実施しており、了解が得られれば本年度以降用地測量に移りたいという意向と聞いております。次いで、揖斐川左岸の大野神戸インター関連部分につきましては、路線測量まで終わっているということ聞いております。

こうした中で、今後の進め方としまして、国土交通省としましては早期の効果を発現するため、美濃関ジャンクションから西関インターの区間、並びに大垣西インターから養老ジャンクションまでの区間を重点的に整備していくこととし、平成17年度はそのために必要な工事及び用地買収を重点的に進めていくと聞いております。

東海環状道路西回りルートは、議員御指摘のとおり、瑞穂市の発展にとって重要な道路であり、全体の事業の推進と大野神戸インターまでの用地買収など、具体的な作業の促進に関しまして、関係市町と協同して国・県に対し今後とも強く要望していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、瑞穂市から東海環状大野神戸インターへのアクセス道路となる主要地方道岐阜県南大野線の未改良区間の整備の見通しについてお答えします。

本路線は、現在、樽見線の立体交差道を整備し、重里交差点まで整備が完了していますが、それから西は犀川の橋梁部分から未改良となっております。用地問題等、解決しなければならない事項もあり、なかなか進捗できない状況となっておりますが、問題点をよく整理し、今後の進め方については岐阜建設事務所と協議しながら、少しでも前に進むよう努力していきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 今、調整監の大体の説明はお聞きしまして、先般、5月25日のフォーラムホテルで岐阜県南大野線結成、そこで私も産業建設委員長として出席をいたしまして、瑞穂市長が会長をやられまして、県のトップの方、そして県会議員の方も御出席願って、そのときに私も質問したんですが、西回りについて早く計画を立ててほしいということをお願いをいたしまして、市長は会長でありますので、会長さんから県の方に早急にやってほしいというような要望もされております。

そして、私の思いでございますが、一般県道岐阜県南大野線については、若干、今、東の方で問題がありますが、先般も神戸の議員さんとちょっとお話をしておりまして、橋をかけるのに今の川ですが、花田川、三水川、根尾川と、幅400メートルあるんですね。400メートルの橋を一気にかけようと思うと相当時間がかかると。瑞穂市と神戸町とが手を組んで、なるべく早く橋をかけるように、ぜひ調整監の力で、ひとつ早急に手配をしていただきたい。先ほど駅前の関係の質問をされたときにも、私も産業建設委員長でございましたが、駅前の道路についても調整監が骨折っていただいて、早急に解決するというような方向性に向かっておりますので、そういう力があるで私も要望しますので、ぜひひとつ県とか国に強く要望をしていただきたいと思います。

そして、旧県南地区でございますが、あの線については、主要地方道路岐阜県南大野線は道路がはすにぐっと曲がっていきますので、その曲がったところに長護寺川の上流がありますので、道路と川と同時にうまく地域の基盤整備事業でやらないと大変難しいというふうに思いますが、調整監、その点どうですか、ひとつ、そういうものも県の方にわれの力で要望をして

やるという、ちょっと発言をしていただけませんか。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 今、小川議員御指摘のとおり、いろいろ課題がある中で本道路、特に岐阜県南大野線未改良区間の整備というのは、瑞穂市初め周辺の市町村にとっては非常に重要な道路でございます。先ほど御指摘のありました、根尾川を渡る橋梁につきましては非常に責任の重い課題でございます。私の力ではなかなか難しいとは思いますが、なくてはならない道路ということは強く認識しておりますので、岐阜建設事務所もその思いは一緒だと思います。財政厳しき折、なかなか実現にはほど遠いと思っておりますが、一歩でも前へ進むように継続して努力していきたいと思っております。

それから、議員の申されたように、道路づくりにはやっぱり面的な整備の中でするという手法もございます。そういう手法の中も検討しながら、柔軟な考え方で西、東問わずどこからでもかけられるような考え方をもちながらやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 一般県道岐阜県南大野線について、市長さん、どのような考えを持ってみえるか、ひとつ答弁していただけませんか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） ちょうど、名和医院のところまで北道へ行ってしまうけれども、早く西へ抜けてくれるといいと思っています。あの道路が抜けると、瑞穂市といたしましても揖斐川の西の各地域の皆さんと非常に密接な交流ができると思いますし、もう一つ将来の大きな夢としては、大野神戸インターは瑞穂市の今度は道路の玄関になるだろうと、こんなことを思っています。それだけに、できるだけ早く整備したいと思いますので、私はできるだけ地権者の方に御協力をいただくようにひたすらお願いするのが私の仕事かなあと、こんなふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小川勝範君。

10番（小川勝範君） 質問は以上で終わりますが、一度調整監に現場をよく見ていただくというふうで、あそこら辺で農作業をしておりますので、向こうへ見えましたら私の方へ連絡していただければ、どういう状況であったかと、小川氏はこういう質問をしたんやなあよくわかりますので、ぜひ来ていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時47分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 小寺 徹君の発言を許します。

小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。3点にわたって一般質問を行います。

まず第1点目は指定管理者制度について、2点目は敬老祝賀会の助成金について、3点目はワイティ建設の産廃集積場用地についての3点でございます。

1点目の1項目について、この演壇から質問をいたします。

篠田議員との重複もあるかもしれませんが、御容赦をお願いしたいと思います。

地方自治法の一部改正が2003年9月2日に施行されました。それによりますと、公の施設の管理・運営について、管理委託制度にかわって指定管理者制度を導入する。株式会社など、民間事業者が行うことも可能になりました。これは小泉内閣の構造改革事業の中で、国や地方自治体の仕事を官から民へ移行する、そういう流れの中の一つの大きな動きでございます。私はこの動きに賛成をするという立場でなくて、しっかりチェック、監視しながらやっていかなければならぬという立場で質問をいたしたいと思います。

それで、管理委託制度が廃止されますと、施行後3年以内、2006年9月1日までに、今まで管理委託制度をやっておった事業を直営にするのか、指定管理者制度に移行するのか、どちらかを選択しなければなりません。その選択をどうしていくかということについて質問いたしたいと思います。

まず第1点目は、みずほサービス株式会社がことしの4月に発足いたしました。議会の論議の中で、執行部のこの会社に対する説明は、現在、施設管理公社が行っている仕事の中で、施設管理公社の仕事にふさわしくない仕事があると。施設管理公社本来の仕事を本来の仕事として残し、ふさわしくない公園の庭園管理とか、除草とか、道路の復旧とか、そういうのを今度設立にする株式会社に移行したい。具体的にはどういう内容かということまで含めた事業内容まで資料として出されて説明をされておりました。

それで、ことしの6月議会の冒頭に、施設管理公社の決算報告と予算が資料として出されまして、その中を見ますと、施設管理公社の今年度予算の事業内容は、16年度と全然変わらない同じ内容となっております。そういう点で、施設管理公社発足当時の目的と違った内容になったのかどうか、変わったのかどうかということを知りたいということと、さらにこのみずほサービス株式会社発足に当たって、指定管理者制度を視野に入れて発足されたのかどうかをお尋ねをいたします。

次の質問からは質問席でいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 指定管理者制度でお願いをする業務も、当然、今度の公共サービスの中には入ってくる可能性はあると思っております。しかし、この制度ができるから公共サービスの会社をつくったということではございません。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 先ほど言いましたように、法律では3年以内に現在の施設管理公社が行っている仕事を直営に戻すのか、また指定管理者制度に移すのかということを選択しなければならんというタイムリミットがあるわけでございます。そういう点で、あと1年半くらいの期間が迫っているんですけれども、そこら辺で検討に入ってみえるのか、また検討するに当たってどういう視点で検討をされるつもりなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますけれども、具体的にはこれから検討に入っていくということでございます。関係の資料は既に取りそろえておるということでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それで、管理公社の問題ですと、管理公社の職員の雇用の問題がどうなるかということが一つあるわけですね。そういう点で質問するのは、現在の改正の法整備の中で、現在の管理公社という委託方式というのが法律の許容範囲で継続できるという方向もあるのかどうか。これは完全に認められずにどちらかを選択しないかんのかどうか、そこら辺の法解釈の問題はどうなっておるか、検討されておるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御指摘は、メリット・デメリットを詳細に調査いたしまして、そしてメリットがあるということであれば継続するといえますか、契約条件を整えば継続していくということも考えられます。あえて切りかえる必要はないというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そこら辺を、要するに私は直営にするのか指定管理者制度にするかという選択が迫られるという解釈をしておるんですね。そうすると、今の施設管理公社の委託法人はなくなると。それで一遍になくなってしまうと、その職員の雇用の問題がどうなるかというこ

との心配もあるわけですね。

そういう点で、今の総務部長の答弁ですと、この指定管理者制度というのはデメリットが多くなるもので、今の施設管理公社という委託方式、管理委託制度というのを選択し存続することもできるというような答弁だったんですが、それでいいのかどうか、市長、どう考えてみえるか、そこら辺をお尋ねしたいんですけども。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 直営でやる場合に、要するにどの程度の委託までなら許されるとか、指定管理者制度との絡みの中で、法的な整合性というものを十分にチェックしてみないと、今の部長の答弁ではちょっと不十分な点があるかと思います。

その後で私どもも十分に整理して、結局どちらがいいのかという判断を下させていただくということになるのではないかと、こんなふうに思います。そしてまた、その判断で方向が決まったときに、今御指摘の、今管理公社でというか、うちが委託して仕事をしておってくれる職員たちの処遇をどう考えるかという課題が出てくるかなあと、こんなふうに思います。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私も今の市長の答弁のように進んでいくと理解をしておるんですね。そういう点で、期間が余らないということがありますので、そこら辺は早く県とか国との調整をしていただいて、しっかり状況をつかんでいただいて施策を早目に出していただいて、特に条例も出さないかんですし、そういう提案もしていけないかんですから、早目に情報を議会の方へも出してほしいということと、特に、もしできないということになりますと、指定管理者制度というのは管理公社の指定席ではないですからね。入札制度ということになりますので、仕事のとれなかったらどうなるかという雇用の問題も出てきますので、早目にそこら辺をはっきりし、できる体制にしてほしいということを要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、指定管理者制度が導入されて管理する場合に、特に公民館等を指定管理者に委託する場合がございますね。そういうときの利用する場合の許可権、許可するかどうかの権限、それからまた利用料の設定の権限がどうなるかということでございます。

私の読んだ本の中では、その指定管理者に許可権、利用料の制定の権限も与えてもいいよというようなことに、法律で解釈となっておるといようなことも書いてあったんですが、そのように理解していいのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問でございますけれども、この指定管理者制度の制度上は、御指摘をいただきましたとおり、許可をする、しないの権限を指定管理者に与えることができるということになっております。

そして、利用料金の制定でございますけれども、これにつきましても指定管理者が定めるといふことでもありますけれども、それは事前に地方公共団体の承認を得なければならないということになっております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 公の施設で、市が建てた施設の管理だけを委託するわけですが、さらに利用権や料金の設定権限まで与えるというのは私は越権行為じゃないかということをおもっております。そういう点では、管理者制度の条例をつくる時には、しっかりそこら辺をたがをはめて、自治体がしっかりその権限は持っていくというような形で条例を定めていくということが必要でないかと思っておりますけれども、その辺についてはどう考えてみえるかお尋ねしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件につきましては、十分精査して条例の制定にかかっているというふうにおもっております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ私の意見も取り入れて検討をしていただき、またそういう条例制定のときにはそれを取り上げていただくよう要望いたしまして、指定管理者制度については終わりたいと思っております。

第2点目の敬老祝賀会の助成金について質問をいたします。

3月の定例議会において、敬老会の助成金を1,000万円に増額するという修正案が賛成多数で可決されました。これは去年の敬老祝賀会に対する市長の予算提案が非常に安いということで不満が出、9月の一般質問でも3人の方が質問をするというような状況でございました。

そういう中で、ことしの予算案はもっと改善された内容が出てくるだろうということを期待しておったんですが、それが期待に沿わない内容であったということで、議会の議員側でもいろいろ相談をして、1人当たり3,000円程度の長寿を祝うにふさわしい経費を計上する必要があるんじゃないかということで修正提案をし、賛成多数で可決したわけでございます。

市長はこの修正案が可決された敬老祝賀会の助成金について、どのように受けとめてみえるかお尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 去年の敬老会につきましては、試行的にこんな方法はどうかということをお願いをしたわけでございます。それで、その結果を見ておられますと、参加された皆様方は、やはり近くで、そしてお互いに知り合っている人たちの中で楽しく時間を過ごして祝

っていただけるということについては、非常に好感を持っていただけたと思います。

しかし一方で、考えてみますと、それに関連して自治会の皆さんにそれなりの大きな負担をかけたということも、自治会の決算の報告なんかを拝見しておりますと感じました。そのあたりは若干見直ししていく必要があるんじゃないかということで考えておりましたんですけど、その辺のとらえ方につきまして、議会の皆様方と私どもの認識との間にずれがあってああいふ補正という形になったのかと、こういうふうを考えております。

それで、基本的に敬老会に対する考え方というものについては、議会の皆様方も私の考え方も同じだというふうに理解しております。ただ金額的にどこまで使うかという問題でずれがあったのかなあと理解しております。

そこで私は、逆に高齢者の皆様方にもぜひ御理解をいただきたいと思いますが、先ほど松野議員の御質問がありましたときにお答えいたしましたように、やはり私どもはいろんなありとあらゆる面での施策を展開しておるわけでございますので、その間の公平性ということも当然考えていかなければならないわけでございまして、社会福祉関係の費用全体を見ました場合に、高齢者福祉関係に使っておりますのは福祉費の総額の約70%でございます。そういうことから考えていきますと、やはり高齢者の方々もある程度までの御辛抱はお願いしたい。やはり福祉というのはどれだけでも、端的なことを申し上げますと、ここで皆さんに3,000円を一つのめどにということで予算をいただきました。これは幾らでも設定できるわけでございまして、私はやはりそれなりの、辛抱していただける範囲の中で十分に御理解をいただきたいということで、これの設定をさせていただいたということでございます。ですから、金額にこだわらずに基本的な考え方において自分なりに理解をして進めてきたと、こういうことでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今の、市長と議会側の違いは金額によって差が出ておるということで、市長も認められておるところであります。

それで、議会側が1人3,000円をめどにということで1,000万円の増額としたということで一つの意思表示をしておる。今の答弁ですと、それはそうも出せんよというのが市長の意思でありますね。だから、修正してもらったら困るということでありますので、困るならば、修正案を可決したけれどももう一遍再議してくれということで議会へ返すこともできるわけですね、再議権というのがあるわけですね。それをされなかったのはなぜか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは金額の問題でございますので、逆に予算を執行する段階におきまして、それだけの予算ではやれないという場合でしたらお願いしたかもしれませんが、その範囲内でいろいろと考えていくということだったら可能でございますので、改めてお願い

をしなかったということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それは、要するに議会の意思を非常に軽視されておるといふ思いがあるということだと思いますし、さらに今後、この議会の修正案を受けとめて具体的に助成要綱をつくっていく必要があるわけですね。それで、市長はこの増額修正を受けて、助成要綱を検討する担当課に対して、どういう視点で検討せよという指示を出されたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 去年の反省点、それから実際の反省点をしっかりととらえて見直していこうということで、ただし、華美に走らないことという条件をつけております。極端なことを申し上げると「ぜいたく」というふうに申し上げたいと、そういうことの条件をつけております。

それで、先ほども松尾部長が御答弁で申し上げましたように、去年実施していただきました、全自治会ではございませんけれども、ピックアップした形で自治会の会長さんなんかの御意見も承り、また参加された方々の御意見も承り、いろんな点を踏まえて見直しをさせていただいたということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今の市長の指示を受けて、担当課の市民部の部長のところでは検討をされたと思います。市民部長はどのように受けとめて、先ほど具体的な案は内容を報告されましたけれども、議会が修正案を出しておるといふことで市長の指示と議会の意思が大分違うといふことで、一度議会の声も聞いてみようかといふことで、例えば担当の常任委員会、厚生常任委員会で協議会を開いて、意見を聞いて、練り上げると、そういうようなことを考えられたのか。まあそんなことはええわ、市長の指示どおりにやればよいといふことでやられたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほどの小寺議員の御質問にお答えします。

私の方で、先ほど松野藤四郎議員のときにお答えしましたように、開催されました自治会長の御意見、あるいは単位老人クラブの会長さん、参加された方の御意見等を踏まえまして、これくらいの範囲であれば老人の方に喜んでもらえる敬老会が実施できる範囲ではないかといふことでの執行部での結論を見ましたので、参加対象者 350円と、それから出席された方については 1,000円の追加助成、お世話願うボランティアの方につきましては昨年度の倍額を助成

するということで執行部内で検討をさせていただいて、助成金交付要綱の改正に向けて準備をしたところでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私は、議会で修正した増額修正というのは、華美ではなく普通の常識的な敬老祝賀会に係る経費を見込んだ額だと思っております。そういう点では、それが華美と映る市長の考えがどうもよくわからないのです。そういう点では、高齢者に冷たい市長ではないかなあとということをしみじみ、きょうの答弁を聞いても思うということを一言申し上げておきたいと思えます。

最後に行きます。ワイティ建設の産廃集積場用地について12月の議会のときに一般質問をいたしました。そのときに市の職員の関与の疑いがないかどうかということをお聞きしたところ、市長の答弁では、よく調査をするという答弁がございました。その調査の結果について答弁をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） ワイティ建設の産業廃棄物集積場用地の買収事件につきまして、本巣市法林寺の土地の売買につきまして、市職員2名が関与したことが判明いたしているところでございます。

この関与内容につきましては、ワイティ建設に対しまして、平成17年2月28日に県が告発いたしました。現在北方警察署において調査中であります。市で事情聴取しました資料が告発時に警察に提出されています。今の段階では、調査結果の公表は控えさせていただきます。また職員の処分につきましても、警察の処理のいかんによって考えてまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私はそのときに、関連して、職員の守秘義務が守れるかどうかということについて質問をいたしました。それは、その関与していた会社を経営してみえる夫の方が瑞穂市役所に勤められて、税務課に勤務しているということですね。税務課というのは、非常に多くの市民の税務に対する情報を知っておる。さらに、滞納状況、強制執行の状況までわかるという状況でございます。そういう点では、総務の委員会のときに質問したときには、税務職員は一般職員よりさらに強い守秘義務があるということのお答えがありましたけれども、具体的に、税務職員はさらに守秘義務を強く求められるという点ではどういう点があるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 今ちょっと条数までは記憶がございませんですけども、地方税法の中に、職員が職務上知り得たものは他に漏らしてはならないという項目がございます。まことに申しわけありませんが、その条数はちょっと今調べておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そういう厳しい守秘義務の条文もあるという中で、奥さんが不動産の経営をしていると、だんなが税務課におるということで、守秘義務が守られておると断言されるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現在のところ、私どもは外部に漏らしていることはないと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 執行部はそうしてみえるということですけども、本当に社会的にそういうことが信用され、それが本当に通るのかどうかということでございます。

テレビを見ておりますと、刑事ドラマでアリバイを確認していくときに、奥さんの証言は証言として通用しないでしょう。要するに、奥さんがそういう仕事をやってみえるときに、本人が「言っていない」と言っても、これは社会常識的には信用できんということになると思うんですが、その辺はどう考えてみえるかお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 奥さんのところまでは私どもは関与して考えておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 3月の議会で質問をして、そういう疑わしきがあるということを指摘し、普通ですと4月に異動があるということでもあります。そういう点では、疑わしきが発生したらそれをなくすというのが執行部の責任であると思ひます。ぜひひとつ、そういう疑いがあるという点については迅速にやってほしいということをお願ひしますが、最後に市長の考えをお聞かせしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは、私どもとしては、ただうわさとか単純な情報だけで職員を処罰するとかそういうことは、はっきり申し上げましてできないということでございます。ですか

ら、やはり事実関係が明確になったときにはそれなりの対応はさせていただきますけれども、日常業務につきましては、私といたしましては部下を全面的に信頼して仕事を進めております。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 質問は終わりますけれども、この問題は市民の守秘義務の問題であります。そういう点では証拠はない、私も証拠がないんです。だけれども、疑われるという状況をなくすというのが私は市長の務めだと思いますので、そういう点での善処を早くしてほしいということを要望いたしまして、質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 次に、5番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。

私は、次の3点について質問いたします。一つ目、福祉センターの浴室利用日について。二つ目、瑞穂市第1次総合計画並びにマスタープランの策定について。三つ目、学童保育（放課後児童クラブ）について。一つ目から、そちらの席でさせていただきます。

通告に従いまして、一つ目からお願いします。

現在、福祉センター浴室利用日が、巢南と穂積で回数が違っております。この件に関して、まず一つ目、瑞穂市の高齢者福祉に対する基本的な姿勢はどのようなものでしょうか、市長にお答え願います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 一点目の、瑞穂市の高齢者福祉に対する基本姿勢はどのようなものでしょうかという御質問にお答えします。

議員御承知のように、我が国では世界でも類を見ない速さで高齢化が進んでおります。65歳以上の人口は、平成37年には28.7%、平成62年には35.7%になると言われております。これは、国民の3人に1人以上が65歳以上という超高齢化社会を迎えようとしております。

このような中で、一方では、世帯規模の縮小あるいは扶養意識の低下により、家庭での介護能力が低下していると推測されております。このような中で、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会としていくことが重要な課題になっておると思っております。

国においても、平成元年にゴールドプランを立ち上げ、以後、プランを一部改正、あるいは全面改正して現在になっておるところでございますが、内容的には介護サービス基盤の整備、あるいは認知症・高齢者支援対策の推進、元気な高齢者づくり対策の推進等が掲げられておりますので、本市においても国のこれらの方針に従いながら諸施策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 老人福祉法の基本的理念というのが第 2 条にあります。老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として、敬愛されるとともに生きがいを持てる、健全で安らかな生活を保障されるものとするがあります。また第 4 条には老人福祉増進の責務というのがあります。国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。2 項、国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、今読み上げました前 2 条に規定する基本的理念が具現されるように配慮されなければならないとなっています。

理念につきましてはお互いに確認ができたと思いますが、これに基づいて具体的な施策としてはどのようなものがあるのでしょうか、お答えください。市長にというふうに通告したんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 具体的な施策ということですが、それぞれその市の特性を生かしながら高齢者福祉に諸施策を対応してまいりたいというふうに考えております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 具体的にどういうことをしているかというふうにお尋ねしたんですが。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 現在は、高齢者の独居老人の住宅改修とか独居老人の緊急通報装置、それから寝たきり老人のおむつ、それからショートステイで介護者についての慰労、回数的にははっきり覚えておりませんが、利用していただくとか、あとはそのほかに介護保険の国の制度にのっとった老人福祉のいろんな制度を実施しております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 私がここで取り上げたいと通告いたしました福祉センターの入浴ありませんでしたけれども、これも当然入るわけですね。

いよいよ具体的に入りますが、巢南の老人福祉センターの入浴日は週に 4 回になっております。穂積の福祉センター —— 総合センターの 2 階ですね —— は週に 2 回です。回数としては 2 分の 1、2 倍ということになりますが、瑞穂市の基本的な理念や施策の基本的な方針としては同じだと思うんですが、これはどうして入浴回数が違うのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 老人福祉センターの関係につきましては、旧巢南につきましては老

人福祉センター特A型ということで、国の補助金を受けた施設でございます。それで、入浴については義務事項ということになっております。それで、従来は、土・日以外は巢南も5日間やっておりましたが、利用者が減少したということで週4日に回数を減らしております。それから、旧穂積の福祉センターにつきましては、従来から週2回ということで、これは合併協議ですり合わせはしてございますが、これは現行のまま維持するというので4回と2回の現状になっておるといってございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 合併時にすり合わせされているということですが、どういう理由で、そのすり合わせしたときに例えば4回にするとか、真ん中をとって両方3回にするとかいうふうにならなかったのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） そのときには、4回と2回ですので週5日間は穂積でも巢南でも休館日がないということで、週5日間は穂積も巢南も開館しておりますのでどちらかへ行けばいいということで、回数まではすり合わせをしていないと。週5日間は、穂積でも開館しているし巢南でも開館しているということですので、あえて回数まではすり合わせをしなかったということでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） そういう理由だったわけですね。

としますと、3月の利用状況を担当課でいただきましたが、確かに老人福祉センターの巢南に旧穂積地区から行っていますね。私も総合センターを大変よく使うものですから、あそこの入り口のところ、また2階で、巢南の回数にしてほしいという要望を1年間たびたび受けてまいりました。どうしてかなあと考えていたんですが、理由はよくわかったんですが、5日間は両方あいているから、2回以上入りたい人は巢南へ行けばいいじゃないかという考えですり合わせのときに2回と4回でそのまま置いたという御説明でしたが、どうなんでしょうか、高齢者ですよ。まあ60歳以上だそうですので、私も来年の誕生日には行ってみようかしらと思っております。でも基本的には高齢者ですので、わざわざ巢南まで行くというのがやっぱり大変なわけですね。冬場ですと、入ってから湯上がりのままで帰ってくるわけで、大変寒いと思えますし、そういうことは協議されませんでしたでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） すり合わせの細かい点までについては、当時、私は担当ではなかったもので、報告も受けておりませんので、ちょっと答弁はしかねるかと思えます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） となりますと、今の時点で、穂積の福祉センターの 2 回を 3 回、4 回にしてほしいという要望が出ておりますことについてはどう思われますか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今、実際の福祉センター利用の実人員、延べの回数は、1 人の方で 10 回以上が四、五人見えますので、福祉センターの実人員からいきますと、穂積では約 75 名ほど、旧巢南では七十四、五名なんですね。それで、これは実際 60 歳以上の人数からいくとどうかということとか、本当に 2 回を 3 回にして利用者がふえるのかというのは、総合的に判断しなければならないと思っておりますので、ふやすばっかりがいいのかということをおもうわけでございます。今のところ、ふやすということに対しての検討はしてございません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 入浴というのは大変いやしになりますし、健康にもいいわけですね。それから交流の場にもなるわけです。総合的に判断してふやすかどうか検討しなければならなくて、現時点ではふやす方向を考えていないと言われますが、総合的にどのように判断して、現時点ではふやさないという結論なんでしょうか。

といいますのは、この人数を今根拠にされましたが、近隣を調べてみますと総合センターの週に 2 回は一番少ないわけですね。これは利用者の方たちは本当によく御存じでして、ここは少ないと、だから近隣のように多くしてくれという声があるわけです。

2 回のところは総合センターだけです。3 回のところは大垣市、本巣市です。4 回のところが巢南の福祉センターですね。それから 5 回のところが山県市、可児市。6 回のところというのは、週に 1 回しか休みがないわけですが、これが美濃加茂市、関市、羽島市となっています。今、調べて申し上げましたのは老人福祉センターだけでありまして、ほかに安八町、池田町、これは直営の温泉を持っているわけですね。見てきましたけれど、安八町については、全国から老人のこういう施設をつくるときにはここを参考にしたいと言ってくると。1 日いられるわけで、コミュニティーバスもここを始発にしてここが終点になっていますね。それから神戸町では 2 カ所ありますね。これは年齢に関係なく、また町民であるなしにかかわらず、週 6 日入浴可能で直営です。

というふうに、近隣市町村を見ますと、この入浴施設につきましては瑞穂市の総合センター、福祉センターが最低ということになるんですが、それは御存じでしたでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 近隣市町の開館日までは私の方では把握してございません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） そうしますと、調べておいてよかったなと思うんですが、ですから、週にせめて3回にする。福祉センターをあと1回だけふやすということは、近隣市町村の実施状況に比べると本当にささやかな改善になるわけですが、お考えいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その点につきましては、熊谷議員の御意見ということで承っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 同じ質問を松野市長にお答えいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 瑞穂市は、まちとして非常に小さなまちでございますので、私は、この2施設で5日動いているわけですので、そのあたりを利用する方も有効に考えていただければいいんじゃないかと、こんなふうに思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） すみません、ちょっとよくわからなかったんですが、もう一度お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 2施設ありますですね。

それで、これで結局5日間は動いておるわけですね。ですから、その館を利用される市民の皆様が十分に配慮して使っていただければいいと、このように思っています。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） というお答えですと最初に戻ってしまうわけですね。つまり、穂積の人が巣南に行くことが大変なのでその要望が出ているわけです。その点についてはどう思われますでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） どんなサービスでも近くで便利な方がいいに決まっておりますけれども、多少の御辛抱はぜひお願いしたいと、このように思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） というお答えであることはよくわかりました。

議員の方も、今議会改革が着々と進んでおりまして、今議会からインターネットのホームページに載せられることになっておりますので、その点も御回答で十分御配慮いただけるとありがたいと思います。

次に、2点目に行きたいと思います。

現在、瑞穂市の第1次総合計画並びにマスタープランの策定が始まっています。私は、議会の方で行財政改革特別委員会というのの委員になりまして、これがよくわかるようになりました。このことについて、現段階で瑞穂市民の方々にどのような方法で周知しているのでしょうか。まずこのことをお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 市民への周知法でございますけれども、現段階と以降があるかと思えます。現段階につきましては、一応広報等でお知らせしてまいりましたし、今後、この計画ができた場合にどう知らせていくかということもあるかと思えますが、市の広報とかホームページにおいて掲載をいたしていきたいと思っております。

それからまた、総合計画が策定されましたならば、ダイジェスト版を作成いたしまして、全戸配付のような格好で各世帯に配付して周知をしていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私は、ただいま策定についてどのように周知をしているかとお聞きしましたので、結果については内容に入っていませんでした。と申しますのは、昨年9月に子育て中のお母さんから、アンケートが市から送られてきたと。これってどういうことという質問を受けました。5月に議員になりまして9月の段階で、こちらの勉強不足もありまして、この総合計画とマスタープランのことがよくわかっていませんでした。というのは、目にし耳にすることもなかった。つまり、周知がされていなかったようです。まして、市民の方は大変戸惑われました。

どういうものか見せてということで、このアンケートを見せていただきました。行財政改革の特別委員会では、現在、その策定に入っていますという説明はありましたが、こちらが要望しない限りはこのアンケートやアンケート結果も配付されなかったわけです。その程度の市の姿勢としては、積極的に市民の皆さんに、議員に対してもそうですが、こういうことをしているので、いろいろな意見を聞きたいという姿勢はなかったわけです。

これは両方とも向こう10年間の市の計画をつくるものです。これを策定するに当たって、基本的に市民の声をどのように吸い上げ、反映させるのか、お答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 市民の声でございますけれども、先ほど議員が申されましたように、私ども市内 3,000世帯を対象に調査を行ったわけでございますが、回答率が非常に悪かったということで、御存じだと思います。そのようなところで調査をして、吸い上げていきたいということで始めております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 3,000世帯を抽出して送りまして、回答はおよそ3分の1、1,180件ですね。これだけの市民の声をもとにつくるというのは大変少ないんじゃないかと思うんですが。

二つのことを申し上げたいんですが、一つは、ことし1月18日に議員研修で草津市に行きました。草津市では、これはマスタープランの見直しなんですけど、見直しに際し広く住民の意見を取り入れるために地域別構想を検討している。市域を6地域に分け、それぞれ住民会議を開催している。6地域をそれぞれA班、B班、C班と三つに分けて、この住民会議はワークショップ方式で開催し、この住民会議の意見を受け、作業部会で地域別構想の素案を作成し、策定委員会でこれを検討していると。これはインターネットで見られます。住民会議は、自治連合会からの推薦と、広報「くさつ」による公募の参加者で構成され、1地域当たり20名から30名程度となっている。スケジュールとしては、半年の間に4回開いています、プレ会議、第1回会議、第2回会議、第3回会議と。内容も非常に細かく、本当に住民の身近な、生活がしやすくなるようなことがきちんと取り上げられています。地図つきでプリントアウトできるわけですが、この住民から出た内容をそれぞれ三つに分類しています。地域内で改善したいもの、地域内に不足しているもの、地域内で保全したいもの・残したいところ、この三つに分けています。例えば、地域内で改善したいものとして道路の拡幅。バスが通れるようにするとか、歩道が狭いとか、道路の修繕に割れ目や小さい穴があるなんていうことまで出ています。公園が不足しているとか、消防車が通れない箇所があるというのもあります。バス路線が不足している。それから、保全したいものとしては、神社・仏閣の保全とか、こういうようなものもあります。これがA、B、C、1地域で三つ出てきて、全部で6地域ですので、18グループで全部出てくるわけですね。地図と項目を分類したのが全部出てくるんです。

今申し上げました地域別構想というのは、実は行財政改革特別委員会でいただいた資料の中にもあるわけですね。マスタープランのところに「地域別構想」という言葉がきちんと載っています。地域別構想としてこの草津市を参考にしたいと思うのですが、具体的にどのように地域の声を上げる予定でしょうか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 地域別構想ということでございますけれども、瑞穂市の面積を考

えてみますと28平方キロということでございます。草津市はちょっとわかりませんですけども、非常に広大で、山もあつたり、海はなかったと思いますけれども、平野とかいろいろあると思いますけれども、いろんな条件が瑞穂市と違っているかと思われます。

そこで、私どもはこれだけの狭い地域でございますので、広く市全体を見渡した格好で進めていきたいと、かように考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 狭い小さいまちですからやりやすいということは当然あるわけですね。今の草津市を参考にしても、これほど時間も手間もかからないからやりやすい、ぜひそれはやろうというふうになってもいいと思うんですが、全体でやりたいというふうにおっしゃいましたが、これは行財政改革特別委員会の資料ですが、マスタープランの策定について、地域別構想、自治会やまちづくりの単位、市街化区域、用途地域などを基礎として、瑞穂市を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域における、より詳細なまちづくり計画を策定しますと、きちんと言葉としては書いてあるわけです。ですから、今の御回答では、言葉として書いただけで実際にはやるつもりがないように聞こえてまいりますので、具体的な計画をお答えください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） そこにも書いてございますけれども、一応今つくっておりますのは構想でございます。実施計画ではございません。実施計画に入っていきますと、やはりそのような地域別の細かいところから入っていかなきゃいかんと思いますけれども、全体構想でございますので、非常に大ざっぱといえますか、ちょっと言葉が悪いんですけども、本当に行政というものが全部網羅されなければならないという点がございまして。ですから今後の基本計画、または実施計画については、そのようなふうに入っていくかと思っておりますけれども、このアンケート等の調査につきましても、実際の基本構想だけにつきましてはこんな考えがあるんだなあとという程度の参考になりますけれども、全部を包括してつくっていききたいと、かように思っております。そして、細かく入っていきましたら、基本計画の中にはそんなものを加味していききたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 実際に今のような、全く同じじゃなくてもいいんですけども、やり方を取り上げていくのかいかないのかが、今の答弁ではよくわかりませんでした。

松野市長にお尋ねいたします。

ここに2年前の6月1日に執行された瑞穂市長選挙公報がございまして。山田隆義議員と松野幸信候補者、当時町長でいらしたと思っておりますが、公約が書いてあります。山田候補のは非常に

細かく具体的ですが、松野幸信氏につきましては抽象的なことばかり書いてある中で、今の私の質問に関係がある言葉を取り上げますならば、「新しい時代の地域づくりが必要です。地域コミュニティでの市民の役割を見直し、行政も新体制に生まれかわらなければなりません」、これが最初にあります。最後に「お約束します。施策について、どのような方法で皆さんとコミュニケーションを図るか、その方策について私は考え続けてきました。広報紙による一方向の情報発信ではなく、情報化の進んだ今日、インターネット等を利用した相互の意見交換の機会を整え、皆さんとまちづくりをともに考え、ともに進めます」とあります。

具体的な方法では、広報紙による一方向の情報発信ではなくとありますが、これはやらないという意味ではありませんよね。これだけではなくという文脈だと思いますが、当然広報で、こういうのをこれから策定するので皆さんの意見を大いにお聞きしたいというふうにPRし、そしてインターネットの利用も考えていると、これが具体的にありますので、先ほどもそういう方針でいきたいというふうに部長さんから答弁をいただきましたが、松野市長の具体的な、具体的には地域別構想ですね、自治会経由で声を吸い上げるというのと、これは団体から、いわばグループ化の中から取り上げるわけですので、ほかにインターネットで個人的にも取り上げると。これを実際になさるおつもりだろうと思いますが、ぜひ御答弁ください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、議論していただいています地域づくりの問題と、私が選挙のときに申し上げておりました地域とは、ちょっと意味が違うと思うんですね。地域というのは、私は地域というよりは地方というか、だから国がどうかということじゃなしに、それぞれ地方の時代、その意味での地域づくりという意味で申し上げていますので、瑞穂市の中をブロック化する、それぞれの地域ということじゃなくて、この地域全体をどうつくり上げていくかということで、それを切ったということじゃないと、まち全体を考えているということで、この「地域」という言葉は、逆にすれば「まち」というふうに考えていただいてもいいんじゃないかと、こんなふうに思います。

それで、今の地域づくりでのいろんな議論でございますけれども、それぞれの地域の皆様方というか、住んでおられる方々のそれぞれのところでの御要望、御意見というものも多々あるかと思っておりますけれども、私は、全体のまちをどういうふうに組み立てていくかという基本的なフレームが非常に大事だと思います。だから、むしろそういうことは全体で総合的に議論していただいて、そして、その出てきたフレームワークというものを発表して、皆さんから、いや、おれたちの町内はこういうこともひとつ考えろとか、こういう点が抜けているぞというような形で肉づけをしていただっていくというのが一番いいんじゃないかと思っております。フレームなしで進めるというのは、逆に言うとどんなまちになるのか、非常にあれだと思いますので。

それから、双方向という意味では、今私どもとしてはどちらかということアンケート調査とい

う形でいろんな課題については進めておるわけですね。それと同時に、今度は皆さんが、日常生活の中でのいろいろな思いつき、あるいは御意見、御叱正というものは、これはインターネットなんかでもいろいろとお受けしております。そして、これについては私どもは、御返信ができる形での御意見については必ず御返事を申し上げるという形で対応しております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 2 点、もう一度質問いたします。

市長が「地域」という言葉を使うときに、今は「地方」というような意味合いだというふうに言われましたが、学童保育に関して、それから敬老会に関して、市長がたびたび言われるのは、これからは地域コミュニティーが大事だ。だから、高齢者を見るのも、子供たちを見るのも、地域コミュニティーでまとまってとおっしゃいますね。ですから、私は、市長が「地域」という言葉を使うときには、その意味合いで受け取っておりました。今の言葉の使い方では、急に別の意味合いで「地域」という言葉をお使いになっているので、言葉というのは、1 人の人が使うときには、もちろん文脈がありますけれど、同じイメージで言っただきませんと、受け取る方も大変混乱いたしますので、地域コミュニティーというふうに今までずっと言っただけなのは、「地方」という意味ではありませんね、確認させていただきます。

それからもう一つは、インターネットでいつも市民の意見をお受けしておりますという御答弁でしたが、私が申し上げているのは、このマスタープランや総合計画を市がつくり出すというのをを出して、まず周知ですね、その上で皆様の意見をお寄せくださいと。もしかしたら、こういうのを出したのに聞いてくれないじゃないかと言われたら困ると思ってなさらないのかなあと思いますが、よそのところを見ますと、すべて取り入れるわけには当然いきませんが参考にさせていただきますとか、それから、たくさんあった意見につきましては、このように考えておりますとって幾つか取り上げて、それに対して返事をしていきますね。そうすると、それを読んだ人は、自分もこういうことを思っていたけれど、ああわかったわと、また個々にそれぞれの人が意見を出さなくてもいいわけですね。という意味で、今、地域とコミュニティーという言葉の使い方と、それから、インターネットではっきり、この計画、プランをつくり出すけれど意見をお寄せくださいというやり方をこれからやっていっしょかどうか、御答弁願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の町内とかそういう意味での地域ということでは、どちらかというところは私はコミュニティーという言葉の方がわかりやすいと思っているんですけども、あまり横文字を使いたくないもんですので混同しているということで、今の御指摘の問題というのは、やはり使い方を正確にしなければいかなあと思っております。

それから、今度の総合計画でのアンケートも、御自由意見欄には非常に貴重な意見をたくさん寄せていただいております。それは他で、アンケートだけで終わるんじゃないし、その御自由意見というものは全部一つにまとめまして、こんな意見が出ているということで整理して、この計画を立てていくときには参考として使わせていただいております。

それで、今の御指摘の問題は、アンケートの対象にならなかった方の意見というものの、参考意見ということになるかと思えますけれども、聞く機会をつくったらどうかという御指摘じゃないかと、こんなふうに思います。ですから、今のお話を聞きながらぼっと思ったんですけれども、市がいろんなアンケート調査をするときに、逆にホームページや何かを使って、こんなことを皆さんにアンケート調査をしておりますと。だから、その調査票が行かなかった方々も、これについて御意見があったら何か寄せてくださいというようなページを設けたら、いろんな方の意見がより幅広く聞けるんじゃないかなあということを今お話を承りながらちょっと感じたわけでございまして、その辺は一遍また担当の方に検討させたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 期待しております。

一つですが、今の御答弁の中で、自由に文章で書いてあるところに大変貴重な意見がありましたと言われましたが、アンケートの結果というのも特別委員会の方で資料を提出していただいたんですが、ここには自由に書くところが一つもなかったんです。それで、プライバシーに関するようなことは別として、どういうことが書いてあるか知りたいということを特別委員会の方で希望を出しておりますが、それはなかなか公表できないというようなお答えがありました。

でも、強く、プライバシーに関するようなことは抜いて、ぜひ欲しいというふうに要望を出してありますので、今、松野市長が「貴重な意見をいただいている」と、それをホームページに載せていただくのもいいですし、私たち議員の方にも、もちろん広報で発表していただいてもいいです、そこも含めてぜひ発表していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に 3 点目、学童保育のことに移りたいと思います。

瑞穂市の行政にかかわるほとんどすべての方が、瑞穂市の学童保育が近隣市町村に比べて普通ではないと言うとおかしいでしょうか、この間の広報には、「まちづくり提案箱から」というので、充実していないというふうに市民から提案箱に投書があったということが出ていましたのでこの言葉を使わせていただきますが、瑞穂市の学童保育（放課後児童クラブ）は充実していないということは、瑞穂市の行政にかかわるほとんどすべての人が承知していることだと思います。

改正児童福祉法の 1 条、 2 条、 3 条には子供に関しての基本的な理念が書かれています。ぜ

ひこれを踏み外さない、これに沿うような施策をしていただきたいという意味で、1条、2条、3条、短いので読んでみます。

第1条、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。第2項、すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。次に第2条、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。第3条、前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって常に尊重されなければならない。これが改正児童福祉法の基本理念です。

98年に、これに学童保育が加わりました。この条文を読んでみます。

これは第6条の2第12項です。この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を言う。また、21条の28にはこうあります。市町村は、児童の健全な育成に資するため、先ほど読んだ第6条の2第12項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し、途中省略しますが、こういう施設を整え、利用の促進に努めなければならないというようなのが、幾つも出てまいります。また、現在では子供の権利条約や男女共同参画法などにも女性も仕事を持って生きるというのが権利として認められ、そのためには学童保育の整備が必要である。市町村の自治体の責務であると明記されています。

本年3月議会で私がこのことを取り上げましたときに、松野市長は、ここ2年間は試行期間でありました。だから校下ごとにばらばらでな状態であったが、平成17年度中には一つの形、計画というものを固めていきたいとお答えいただいております。どのような形を考えているのか、お聞かせください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの第1点の関係でございますが、平成17年度中に方向性を出していきたいと考えております。

現在の状況は、コミュニティーセンターや就業センターで実施している公設公営や、駅西会館、それから南校下で民家で保護者が運営している公設民営や、誠心児童館で実施している民設民営等がございますので、17年度中には方向性を見出していきたいという考えでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 具体的なことはまだ固まっていないのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 今現在5カ所で実施しておりますので、その辺を踏まえまして、ま

かどうかという最終の目標は決めかねております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 最終目標はこれからだということですので、ぜひこういう現状、問題点があるということを、重々御承知だと思いますが、指摘させていただきます。

まず、本年度平成17年度から瑞穂市の次世代育成支援対策行動計画がスタートしました。これを見ますと、平成17年度の学童保育は 150人というふうに県に報告されています。しかし、今年度の登録者はこの半分ですね、85人。しかもこの中には、たびたび誠心児童館は市の学童保育ではないと御答弁いただいている17人が含まれていますので、これを引きますと68人ということになります。県に報告されている 150人中の70人ですね、半分以上なわけです。このことについて質問しますと、3月議会では、150人は定員であるからと言われましたが、150人定員として入れるのでしょうか。具体的に校下別に、可能な定員の数をお答えください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 次世代育成支援行動計画の中の関係かと思いますが、特定14事業の数値目標ということで、平成17年度につきましては1校区平均で30人と想定しているため、現在5カ所で実施しておりますので、5カ所分の 150人ということで定員を設定しております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5 番（熊谷祐子君） 2年後の平成19年度には、あと2校下ふえて 210人と。つまり全部の校下で30人の定員が可能だという設定ですね。しかし、30人が入れるような状態ではありません。中でも一番恵まれている穂小校下の駅西会館がことし4月当初で38人なんですけど、38人をあそこで見ていくというのは、今、大変な状況だということは御存じだろうと思います。まして市長の御方針で、学童に登録された児童だけでなく、そこに遊びに来る地域コミュニティの子どもたちの面倒も見なければいけないということになっておりますので大変な状況ですが、どのように2年後、210人も含めて、30人可能な設備を整えていくおつもりでしょうか、お答えください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 現在は5カ所でそれぞれやっておるわけですが、実施する場所をどこにするとか、例えば保護者会でお願いする指導員の関係とか、それから市で人的サポートをする指導員を配置するというようなことから、場所の検討とかいろんなことがあるかと思いますが、一応平成19年には全校区で、できたらやりたいという目標でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 希望であるということはいくつもわかりますが、実態とあまりにかけ離れた数字を出しているわけですね。例えば、ことし4月現在でこどものひろばというところでは登録がゼロになっていますね。あそこは西小からも遠いし、中小からも遠いわけですね。ですから、実際に使えないような場を設定して、30人定員だと数字合わせをしても、来ない方が悪いみたいな、枠はありますよというような言い方は、今月号の6月号広報で「充実していない」というふうに親から言われることになると思うんですが、このずれというのはどのようにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まず学童保育をどこでやるかということで、どこでも開催するのに場所が非常に問題ということでございまして、議員御指摘の中小校区は就業改善センターということで、西小校区と中小校区で開設しておるということでございます。小学校1年生から3年生の子がそこまで来るということが、なかなか利用しづらいという御意見等もお聞きしていますので、その点は今後、議員の御意見を参考にしながら検討材料としていきたいというふうに考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 学童保育を親が始めてから2年たつわけですが、全く改善されていないと。このまちづくり提案箱ですか、今月号の広報でも「充実していません」という指摘に対して、書いてある内容は、これはお母さんたちからも声が出ていますが、今までのやり方を説明しているだけですね。現在、市では、学校ではやりませんとか、地域の子供の居場所づくりと一緒にですとか。今までのやり方がだめだという指摘に対して、市の方針はこうですというのを繰り返されるだけでは、何とも言いようがないという感じなんです。

そして、これは3月議会でも申し上げましたが、平成15年度の担当課の監査資料には、懸案事項、将来計画として学童保育や居場所づくり事業に適した場所の選定が困難であると、これは行政資料なんですけど、はっきり書いてありますね。この現状解決策等について、懸案事項及び意見を掲げ、その現状解決策等について簡潔明瞭に記述することというのが平成15年度の監査資料であります。まず具体的に、場所の選定についていまだに改善策はないのでしょうか。つまり、学校でやるという方向になぜ変換しないのでしょうか。

議員研修で行きました可児市では、教室が足りないの、各学校の校庭に、とてもかわいいおしゃれなプレハブを平成17年度中に全部、各小学校につくっています。それから穂積小学校には四つの部屋が物置状態になっていて、これは、ことしは予算がつかなかったわけですが、来年度は全面改修して部屋も使えるようになるわけです。さらに本田小学校は校舎を増築しましたが、隣の本校舎が3階であるにもかかわらず2階にして、あと1階ふやせば学童の部屋が

つくれるのに、作りませんでしたね。つまり、方針を変えて学校でやっていくという方向にすれば、徐々にできないことはないのに、なぜ方向を変換しないで今までのやり方に、現状とのずれからすると今までのやり方に固執するのはもう無理であるということがわかりきっているのに、なぜ固執するのでしょうか、変換しないのでしょうか、回答をお聞かせください。市長にお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 学童保育に対しての基本的な考え方に、熊谷議員と私の思いとでは大分ずれがあるというふうに思っております。要するに働くお母さん方の子供たちだけの場所づくりということで非常に強くおっしゃいますけど、子供たちはそういう家庭の違いというもので区別しないで、みんな一緒に仲よく元気よく遊んでくれたり、勉強してくれたりする場所をつくるということが一番大事だと、私はそういう認識をしております。そういう意味で、今までやってきています形というものが失敗だとは思っていません。ただ、その体制を全地域に整備していくのに時間がかかり過ぎているということなら、御指摘は甘んじて受けようと、こう思います。それで、一つずつ私どもとしてはそれなりに対策を立てながら進めておるつもりです。

それからもう一つは、やはり子供たちのそういう自由な遊び場というものは、子供たちが自由であるべきで、私は学校の施設の中ではやらせたくないという思いであります。これも考え方にずれがあると思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいのは、いつも申し上げておりますように、瑞穂市の学校では、空き教室というか、そういう形で自由に使えるスペースがないというのが現状でございます。今御指摘の穂積小学校でも、来年度、大規模改造をやりますと、今の物置みたいな形になっています、それぞれの家庭にありましたいろんな器具を提供していただきました倉庫もきれいになるかと思えますけれども、現実の問題として学校を考えた場合には、今度は35人ですか、低学年の少人数学級の問題もありますし、決して教室として余裕があるということが言える状況ではないというふうに私は判断しております。

議長（土屋勝義君） 以上で、本日予定いたしました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### 散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後4時22分